

第3期  
須坂市子ども・子育て支援事業計画  
(2025年度～2029年度)

— 子どもは宝プロジェクトの推進 —

2025年3月  
長野県須坂市

## 改訂履歴

2026年3月改訂

1. I 計画の策定にあたって・・・ 30P
2. V 事業計画・・・ 32P～70P
  - (1) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）・・・ 41P
  - (2) ファミリー・サポート・センター事業・・・ 44P
  - (3) 1号認定（教育ニーズ）の確保・・・ 51P
  - (4) 2号認定（満三歳以上限定小規模保育事業）・・・ 52P
  - (5) 夜間養護等事業（トワイライトステイ）・・・ 63P

# 目次

I 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 教育・保育の提供区域	3
II 須坂市を取り巻く現状と課題	4
1 須坂市の現状	4
2 ニーズ調査からみた現状	9
3 須坂市の子ども・子育て支援における課題	26
III 計画の基本的な考え方	28
1 計画の基本理念	28
2 計画の基本目標	28
3 計画の推進体制と進捗管理	30
IV 施策の体系	31
V 事業計画	32
基本目標1 子育て家庭を支えるニーズに沿った支援の推進	32
基本目標2 子どもの健やかな育ちを支える環境の整備	51
基本目標3 社会的支援の必要な子どもやその家庭への支援	59
基本目標4 仕事と生活の調和がとれる社会づくり	71
VI 資料編	別添
1 アンケート集計結果 未就学児	
2 アンケート集計結果 小学校低学年	
3 子育て世帯アンケート調査結果報告書 (2023年 須坂市子育て就労協議会実施)	

# I 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

須坂市(以下「本市」)は、2003年に次世代育成支援対策推進法が制定されたことに伴い、2005年3月に母子保健計画を含めた「須坂市次世代育成支援行動計画」を策定し、家庭や地域、関係機関等と連携し、子育て支援に関わる施策を推進してまいりました。

その後、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖など子ども・子育てに関する様々な課題を解決するため、国は2012年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、質の高い幼児期の学校教育や保育の提供、保育の量的拡大、地域の子育て支援の充実について総合的に推進を図るため2015年度から「子ども・子育て支援新制度」を実施しました。

そこで、本市は「子ども・子育て支援法」の施行にあわせ、2015年3月に須坂市次世代育成支援行動計画の基本的な考え方を継承した「須坂市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子育て家庭にやさしいまちづくり」を基本理念として、家庭や地域、関係団体、関係機関、企業とも連携する「子どもは宝プロジェクト」を推進してまいりました。さらに、様々な子育て支援に関する施策を推進し、須坂市子ども・子育て支援事業計画を承継した「第2期須坂市子ども・子育て支援事業計画」を2020年3月に策定しました。

この度、「第2期須坂市子ども・子育て支援事業計画」が2024年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため「第3期須坂市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各関係計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

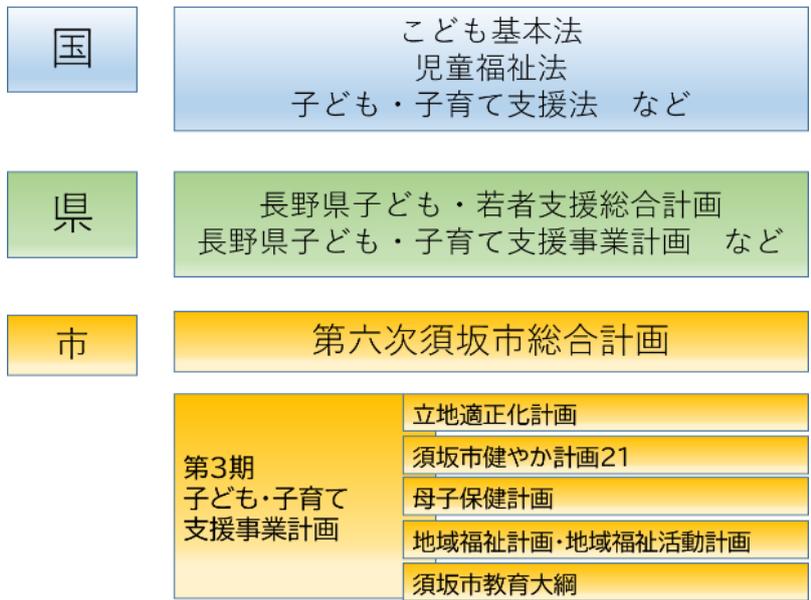
## 2 計画の位置づけ

本市では、「第3期須坂市子ども・子育て支援事業計画」を、「子ども・子育てに関する総合計画」として、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に加えて、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を継承した計画として、「須坂市子ども・子育て会議」において、委員の意見を聴取して策定します。

さらに、本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項の各号及び子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項、少子化対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策に関する内容を併せて記載し、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項、また、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項の内容を含むものとして策定しました。

なお、本計画は、本市における関連する下記の計画との十分な整合性を図るものです。

- 第六次須坂市総合計画(人口ビジョン・まちひとしごと創生総合戦略を含む)
- 須坂市立地適正化計画(須坂市都市計画マスタープラン)
- 第3次須坂市地域福祉計画・第4次須坂市地域福祉活動計画
- 第7期須坂市障がい福祉計画・第3期須坂市障がい児福祉計画
- 須坂市健やか計画 21(第3次須坂市健康づくり計画・第4期須坂市食育推進基本計画)
- 第4期須坂市自殺予防対策計画
- 第2期須坂市母子保健計画
- 第6次須坂市男女共同参画基本計画
- 第2期須坂市教育大綱



### 3 計画の期間

※ 矢印色 赤:第3期子ども・子育て支援事業計画 オレンジ:現計画(2024年度) 青:予定する計画

第3期須坂市子ども・子育て支援事業計画は、第2期須坂市子ども・子育て支援事業計画に続くものとして2025年度を初年度とし、2029年度までの5年間を計画期間とします。また、見直しの必要があると認められる場合は随時対応し、2027年度においては中間見直しを行います。

	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
子ども子育て支援事業計画	第2期					第3期					
基本構想	第6次										
人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略	基本計画										
障がい福祉計画					第7期			第8期			
障がい児福祉計画					第3期			第4期			
須坂市健やか計画21	2035年度										
母子保健計画	第2期					第3期					2031年度
地域福祉計画					第3次			第4次			
地域福祉活動計画					第4次			第5次			
男女共同参画計画					第6次						
教育大綱	第2次					第3次					

## 4 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援法では、「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、区域ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を定めることとしています。

そこで、本市では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、市全体を1つの区域と定め、子育て支援サービスの提供を進めてまいります。

なお、放課後児童健全育成事業については、地域児童クラブは小学校区毎に設置がされていることから、小学校区(11区)を提供区域と定め、委託児童クラブは全小学校区を提供区域と定めます。

## Ⅱ 須坂市を取り巻く現状と課題

### 1 須坂市の現状

#### (1) これまでの人口推移と人口推計

子ども・子育て支援事業計画の策定において、人口がどのように推移していくかということが、今後の「教育・保育サービスの提供」と「確保の方策」に大きく影響する重要な事項のひとつです。

須坂市は、2020年4月1日の住民基本台帳では人口が50,431人、2024年4月1日の人口は49,460人となっており、第2期須坂市子ども子育て支援事業計画の推計値48,445人と比較すると1,000人以上多い数値となっています。これは、国立社会保障人口問題研究所の減少率より少なく推移していることなど統計的な原因もありますが、近年の本市への社会動態の増加が影響していると考えます。

「須坂市第六次総合計画」では、「本市の自然動態(出生と死亡)は2004年を境に出生数を死亡数が上回り、自然減の状況が続いています。一方、社会動態(転入と転出)は長年、市外への転出超過が続いていましたが、近年は転入と転出がほぼ均衡し、2018・2019年はわずかに転入が上回っています。

年齢階級別の転入・転出の状況を見ると、10代後半から20代前半にかけて大きく転出超過となっており、進学や就職で市外に出る若者が多いことがわかります。逆に20代後半では転入超過となり、以降の子育て世代ではマイナスになっていません。就職や結婚、子育てのタイミングで本市にU・Iターンする人が多いことを示しており、子育て世代に選ばれています。」と分析しています。

そこで第3期子ども子育て支援事業計画では、第2期と同様に国立社会保障人口問題研究所の人口推計の数値を採用しつつ、近年の社会動態を踏まえた推計としました(表4)。

表1 自然動態の推移 出典:須坂市第六次総合計画

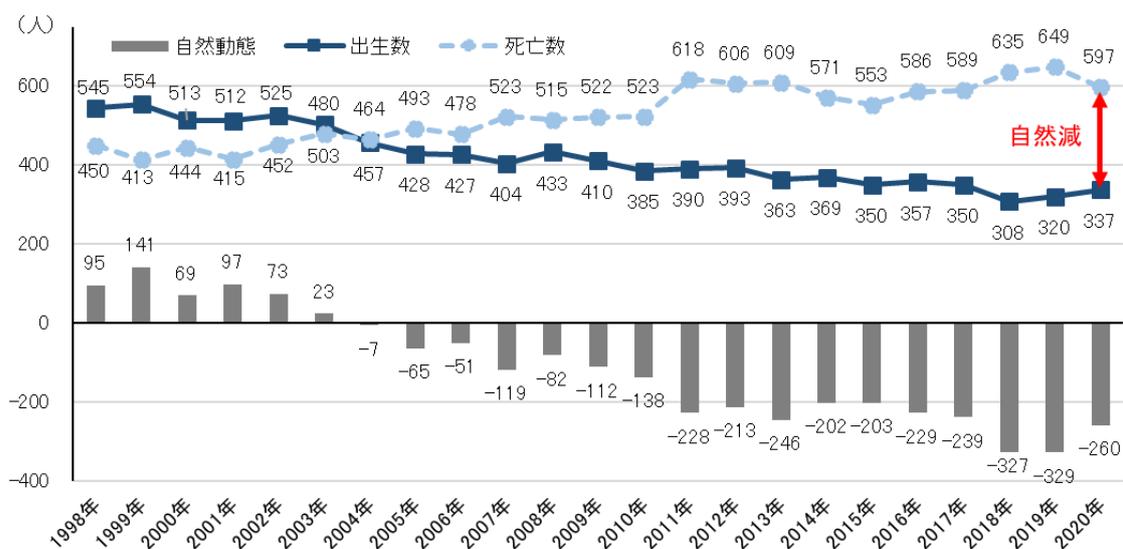


表2 社会動態の推移 出典:須坂市第六次総合計画

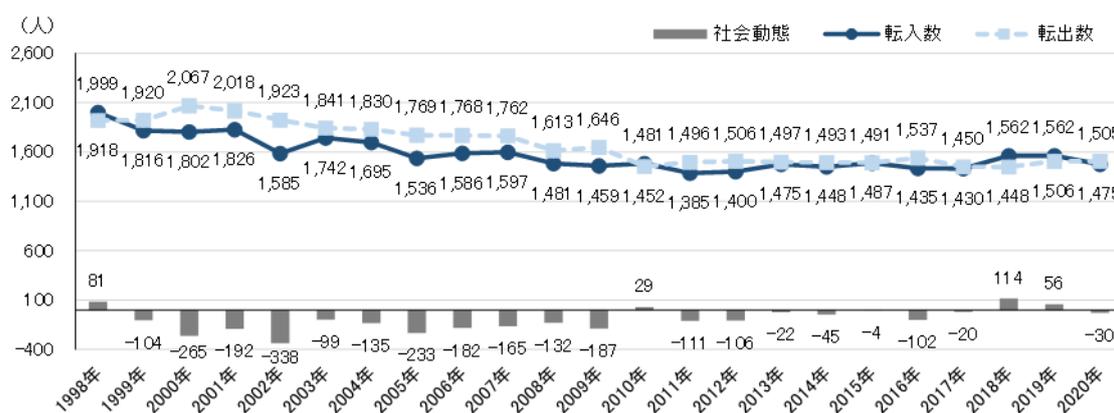


表3 年齢階級別の転入・転出超過数(2010年~2015年) 出典:須坂市第六次総合計画

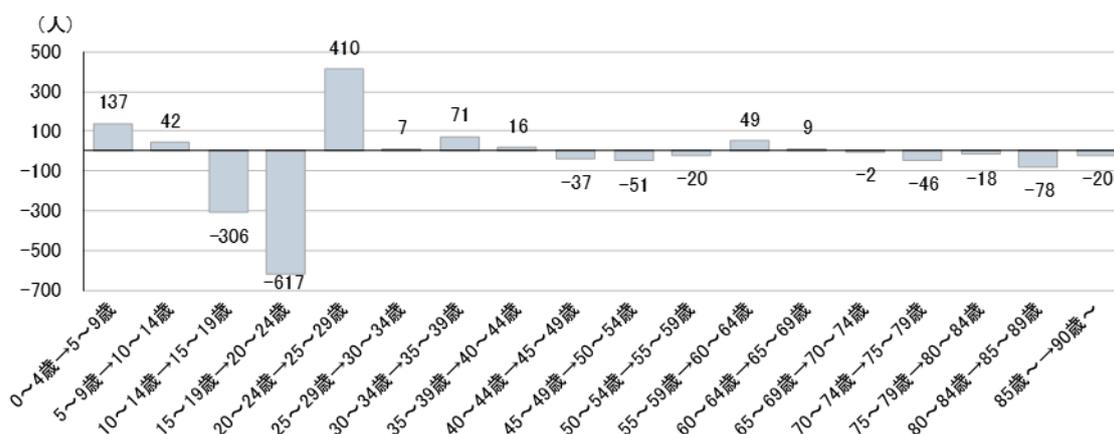
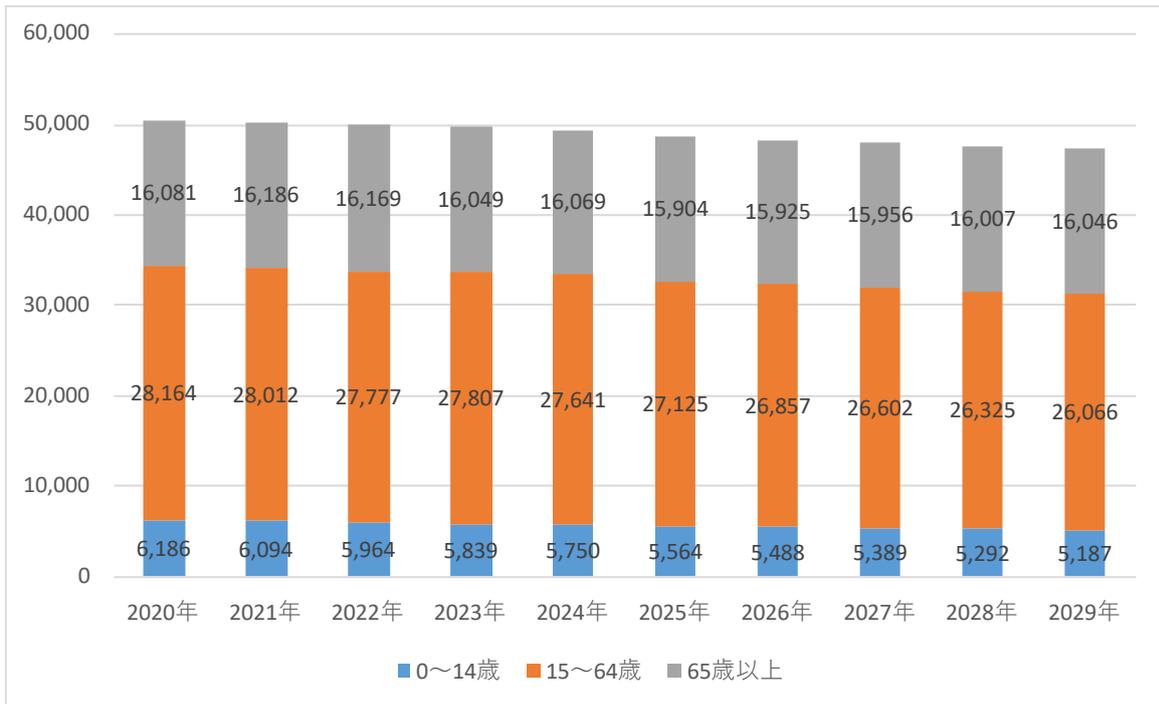


表4 人口の推移と推計 子ども課作成

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
人口	50,431	50,292	49,910	49,695	49,460	48,593	48,270	47,946	47,623	47,299
0~14歳	6,186	6,094	5,964	5,839	5,750	5,564	5,488	5,389	5,292	5,187
15~64歳	28,164	28,012	27,777	27,807	27,641	27,125	26,857	26,602	26,325	26,066
65歳以上	16,081	16,186	16,169	16,049	16,069	15,904	15,925	15,956	16,007	16,046

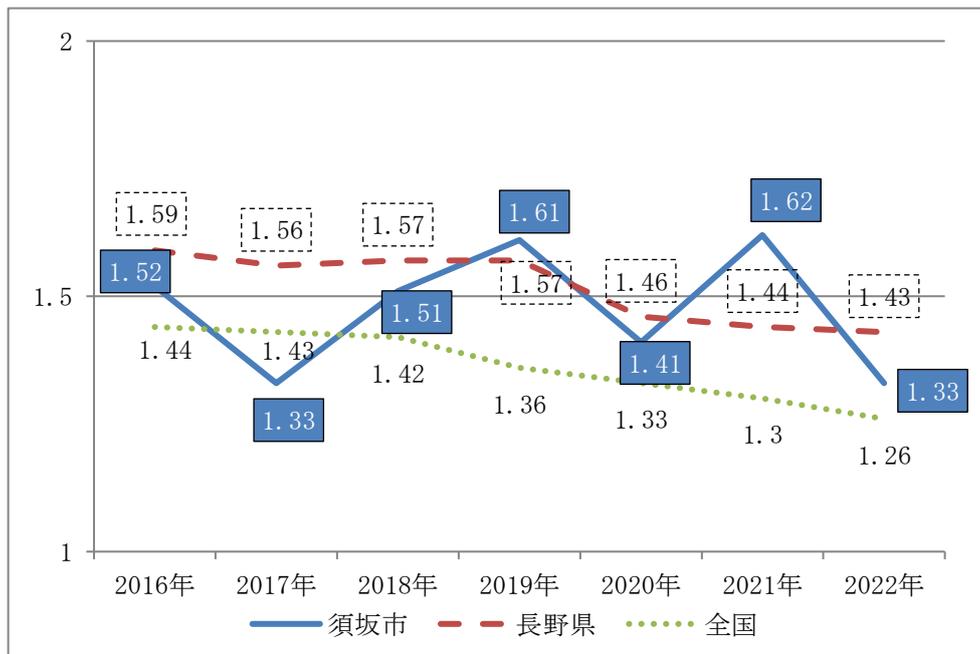
水色:2020年~2024年まで実績値 橙色:2025年~2029年まで推計値

次ページへつづく



(2) 合計特殊出生率の推移 出典：須坂市健康づくり課調べ

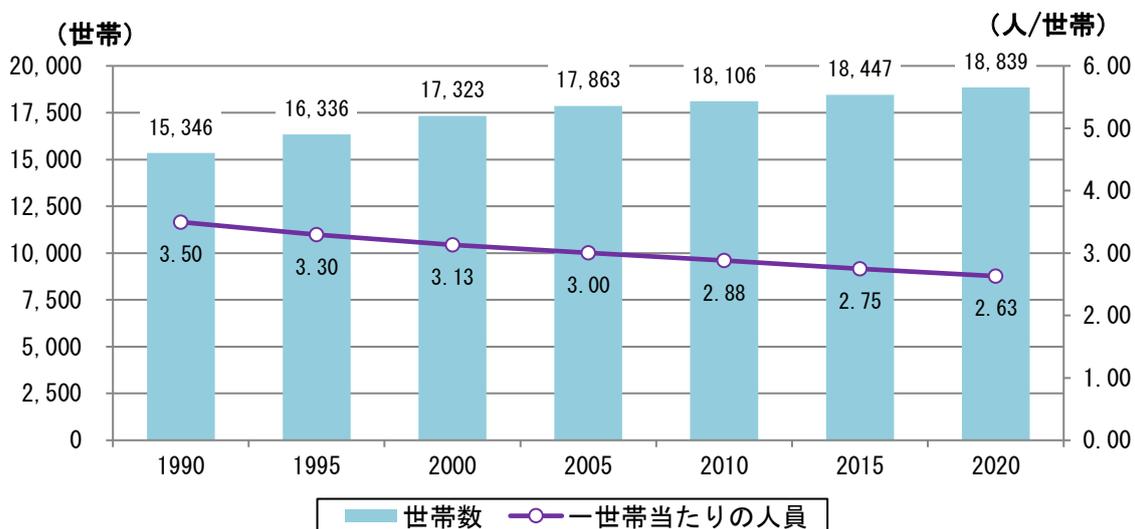
合計特殊出生率は、長野県、国ともに減少傾向にあります。2022年の須坂市の合計特殊出生率は5年ぶりに1.33と低い値となりました。



(3) 世帯数の推移 出典:須坂市立地適正化計画

世帯数は世帯分離を背景に増加しており、1990年の15,346世帯から、2020年には18,839世帯に増加していますが、増加数は徐々に緩やかになっています。また、1世帯当たりの人員は、1990年の3.50人/世帯から2020年には2.63人/世帯に減少しています。

世帯数と一世帯当たりの人員の推移

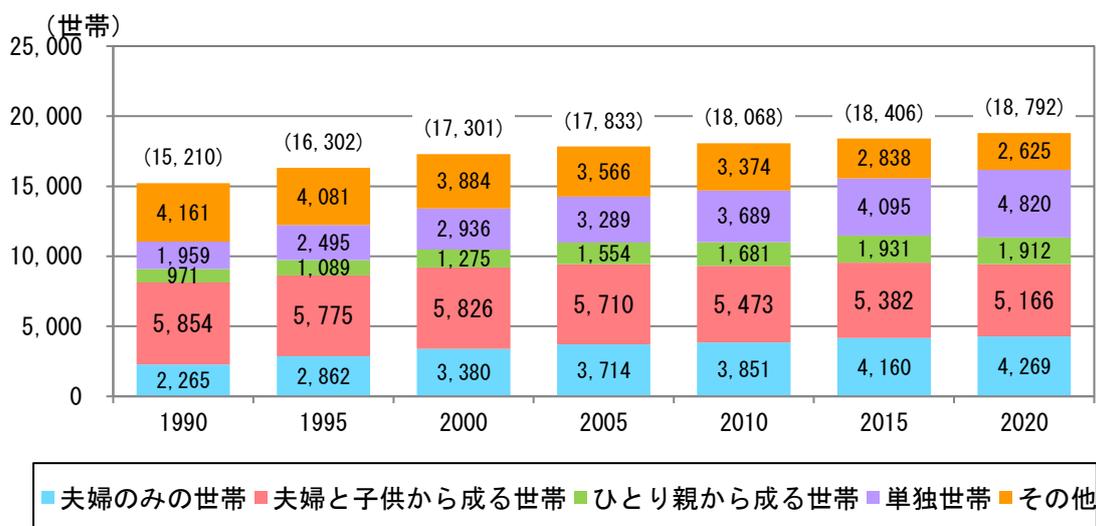


※ 総務省「国勢調査」を基に作成

(4) 家族類型別世帯数の推移 出典:須坂市立地適正化計画

家族類型別の世帯数の推移を見ると、「夫婦と子供から成る世帯」が減少傾向にある一方、「夫婦のみ世帯」や「単独世帯」が増加傾向です。

家族類型別世帯数の推移

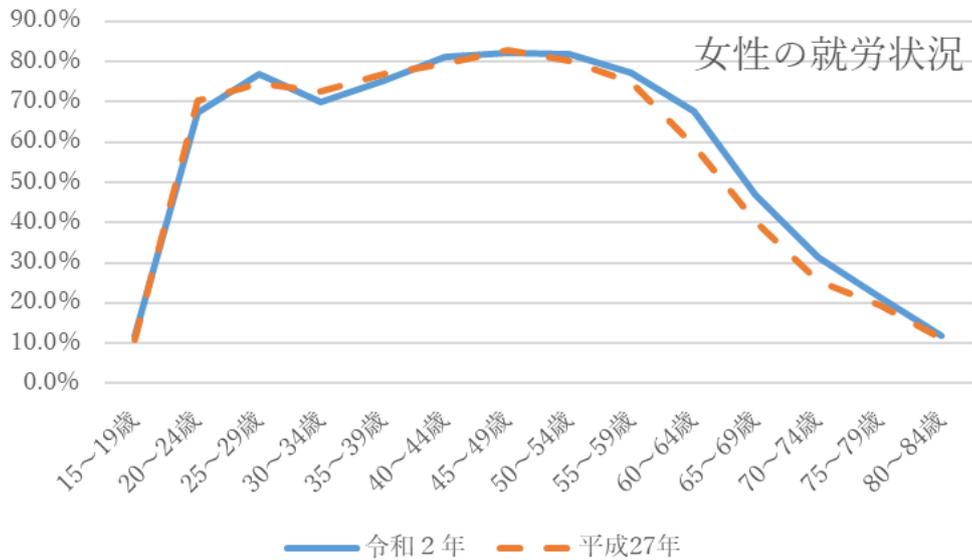


※ ( ) 内の数値は総人口で年齢不詳を含む

出典: 総務省「国勢調査」を基に作成

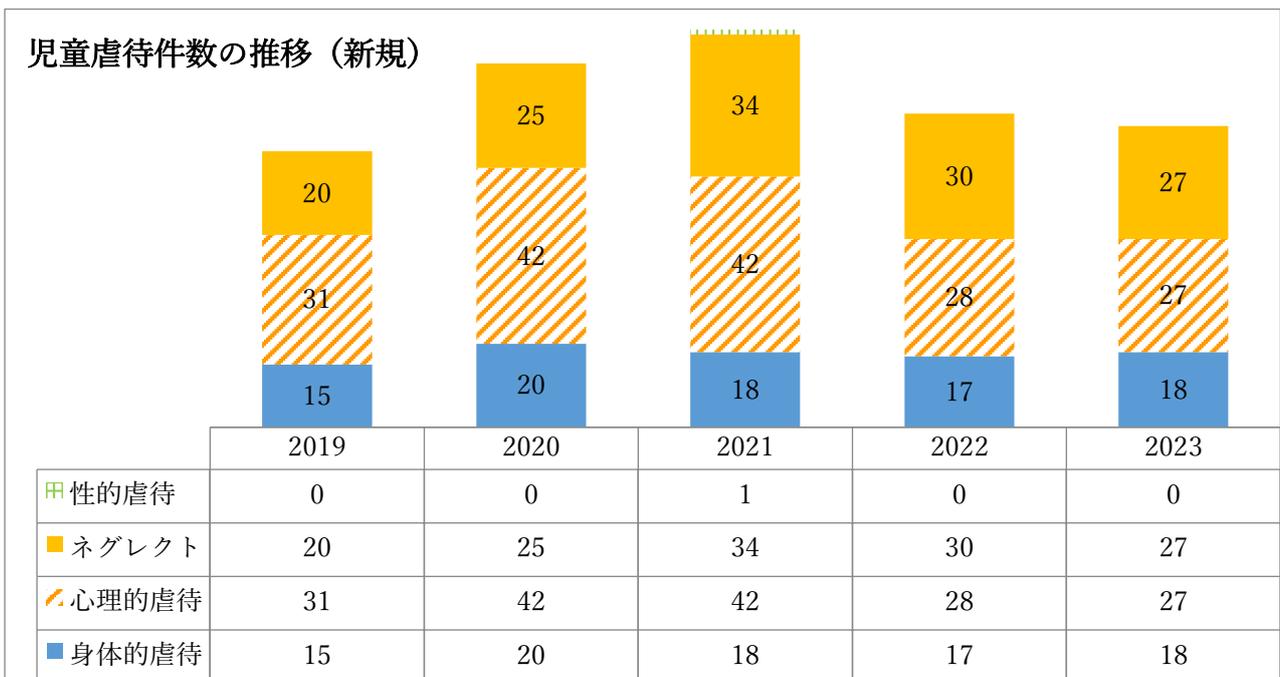
(5) 女性の年齢別労働力率の推移 出典:総務省「国勢調査」を基に作成

女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代の離職などにより低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するM字カーブを描くと言われてきましたが、須崎市では、近年、M字の谷の部分の部分が浅くなり解消の傾向にあります。



(6) 児童虐待ケースの取扱件数 出典:子ども課

児童虐待ケースとして管理している件数(家庭数)は、5か年平均 79 件であり、2022 年度は 75 件、2023 年度は 72 件と高止まりの状況です。( 件数/年度 )



## 2 ニーズ調査からみた現状

### 【1】ニーズ調査(概要)

ア 実施主体 須坂市教育委員会

イ 調査概要 第3期須坂市子ども子育て支援事業計画策定のため子育てに係るサービスやその支援に関するニーズ状況の把握のため

ウ 実施時期 2024年3月から4月

エ 実施方法 アンケート形式によるインターネット調査（通知を郵送）

オ 回答 インターネットによる回答

カ 調査対象 住民基本台帳から無作為抽出※ ① 0歳から6歳(未就学児童) 850人  
② 7歳から12歳(小学校1年から3年在学) 570人  
※条件 ①と②が同一世帯とならない児童

キ 回答数(回答率) ① 349先(40.1%) ② 227先(39.8%)

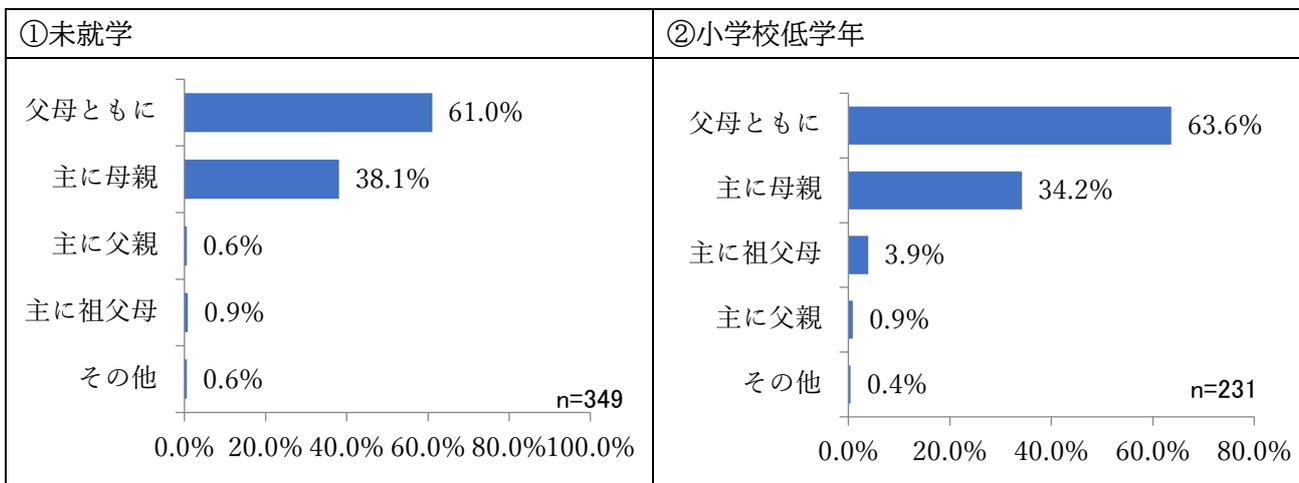
未就学児童アンケート…① 小学校低学年アンケート…②

※1 第2期子ども子育て支援事業計画のアンケート結果は( )に記載する。

※2 小学校低学年アンケートは、前回調査で実施していないため比較数値はありません。

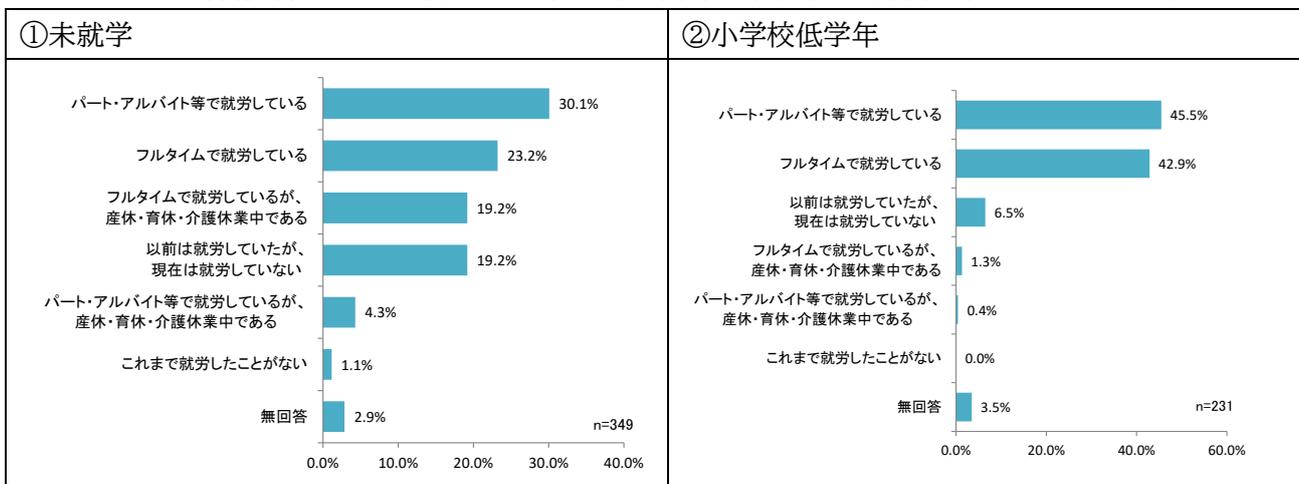
【1】 ①未就学と②小学校低学年の共通した設問

● お子さんの子育てを主に行っているのはどなたですか。



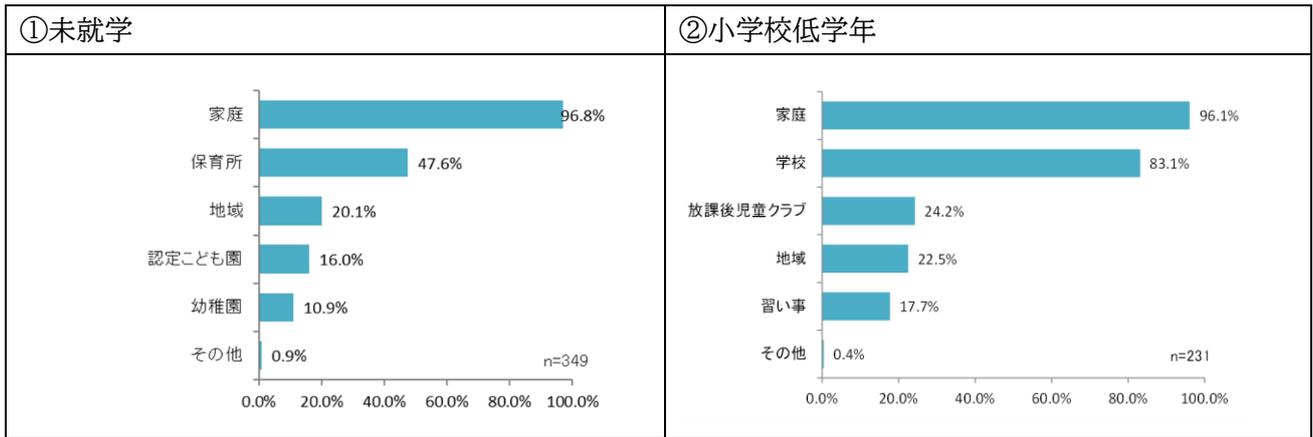
- ①「父母ともに」61.0% (53.8%) 子育てを行っているが多いが前回調査より 7.2 ポイント上昇している。また、「主に母親」38.1% (44.8%) への子育ての負担の偏りが 6.7 ポイント減少している。
- ②「父母ともに」63.6% 子育てを行っているが多く、次に「主に母親」34.2% となっている。

● お子さんの保護者のうち母親の就労状況(自営業、家族従事者含む)をうかがいます。



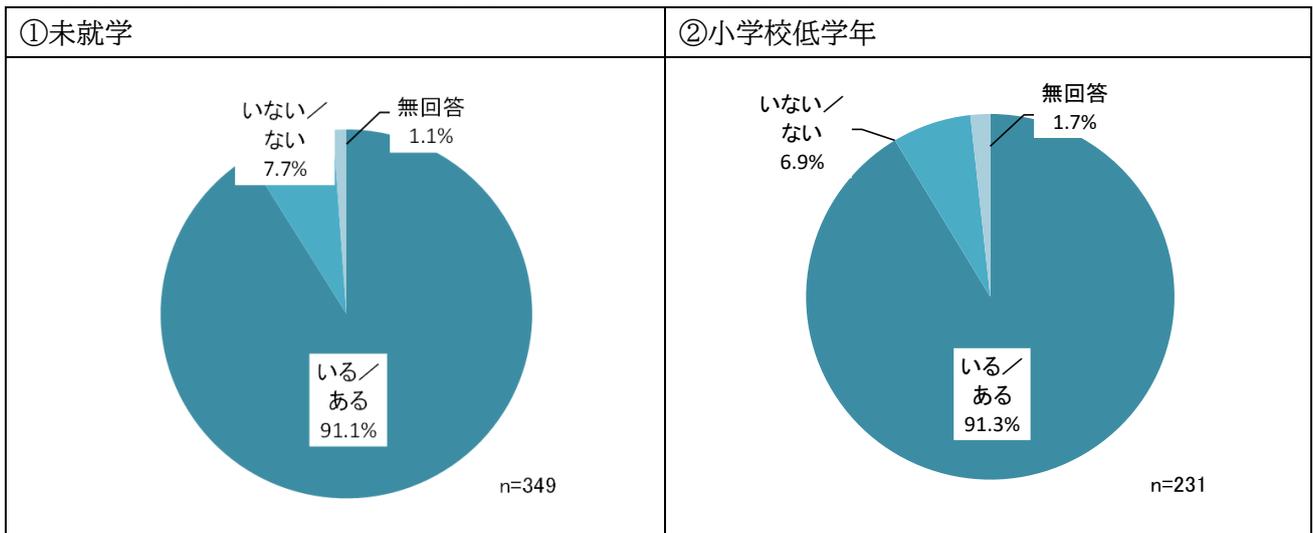
- ①「パート・アルバイト等で就労している」が、30.1% (39.0%) と最も高く、次いで「フルタイムで就労している」が、23.2% (28.8%)。「産休・育休・介護休業中」および「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 19.2% (30.9%) となっている。
- ②「パート・アルバイト等で就労している」が、45.5% と最も高く、次いで「フルタイムで就労している」が、42.9%。産休・育休・介護休業中」および「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 1% 以下となっている。

● 子育てにもっとも影響すると思う環境



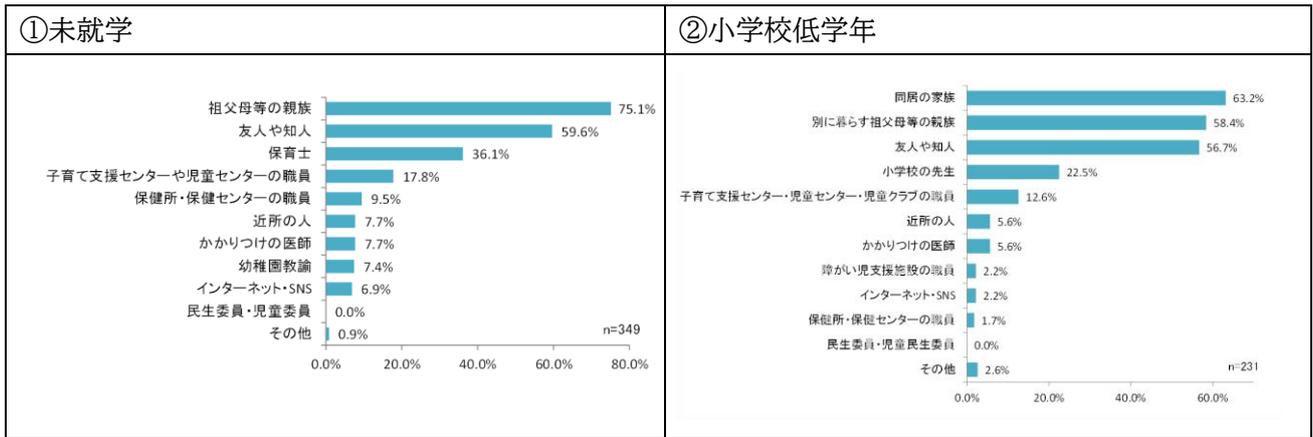
①「家庭」が 96.8% (95.6%) と最も高く、次いで「保育所」47.6% (58.2%)、「地域」が 20.1% (20.1%) となっている。  
 ②「家庭」が 96.1% と最も高く、次いで「学校」が 83.1%、「放課後児童クラブ」が 24.2% となっている。

● 子育てをするうえで、気軽に相談できる人または場所の有無



①子育てする上で、気軽に相談できる人や場所について、91.1% (86.4%) が「いる／ある」と回答し、前回調査より 4.7 ポイント上昇した。  
 ②子育てする上で、気軽に相談できる人や場所について、91.3% が「いる／ある」と回答がみられた。

● 子育てをする上で、気軽に相談できる人、または場所

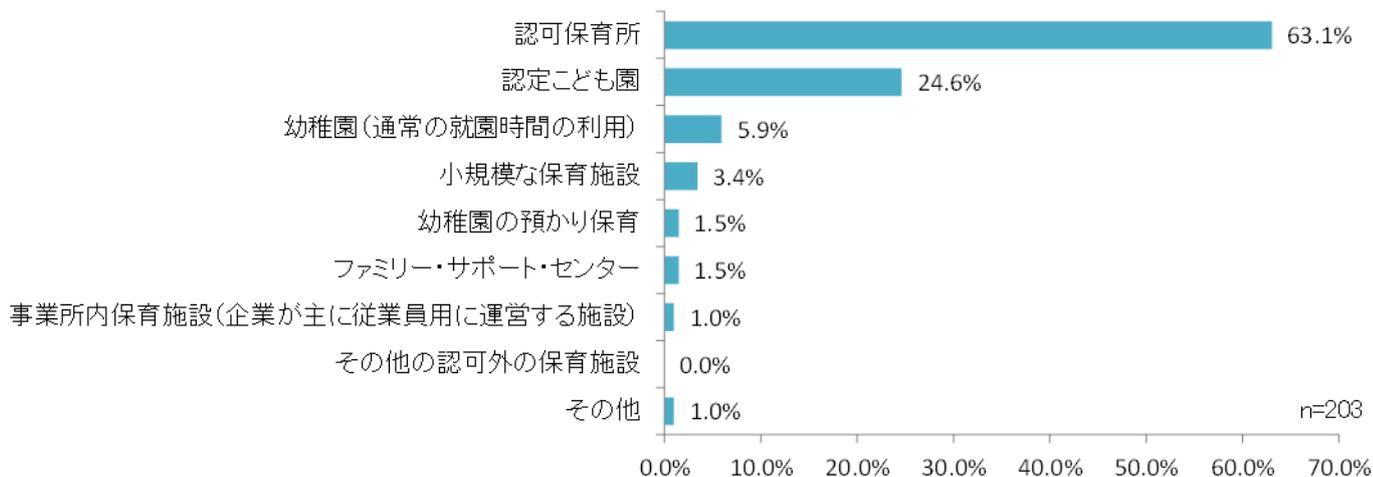


①「祖父母等の親族」が75.1%(84.9%)と最も高い。次いで、「友人・知人」59.6%(73.2%)と13.6ポイントの減少、「保育士」36.1%(43.8%)と7.7ポイントの減少となっている。

②「同居の家族」が63.2%と最も高く、次いで「別に暮らす祖父母等の親族」58.4%、「友人・知人」56.7%、「小学校の先生」22.5%と続いている。

① 未就学児アンケートの概要(抜粋)

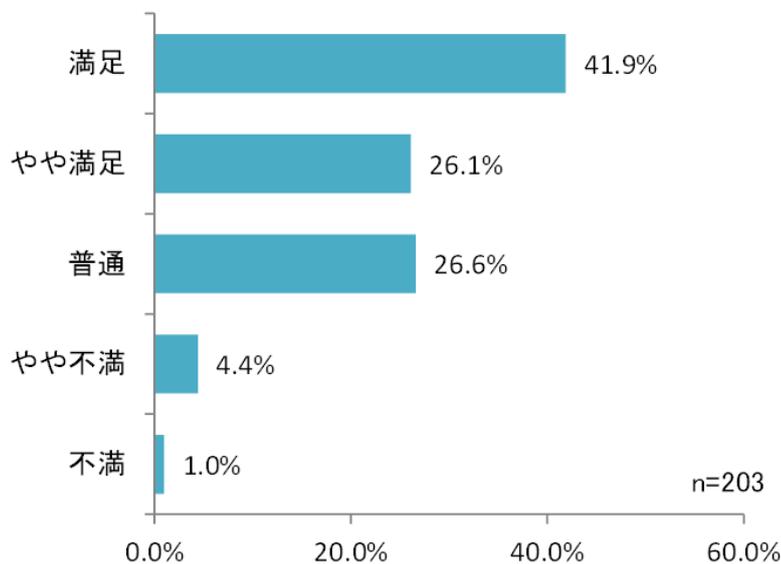
● 平日に利用している教育・保育の事業について



「認可保育所」の利用が 63.1%(71.0%)、次いで「認定こども園」が 24.6%(17.3%)となっている。

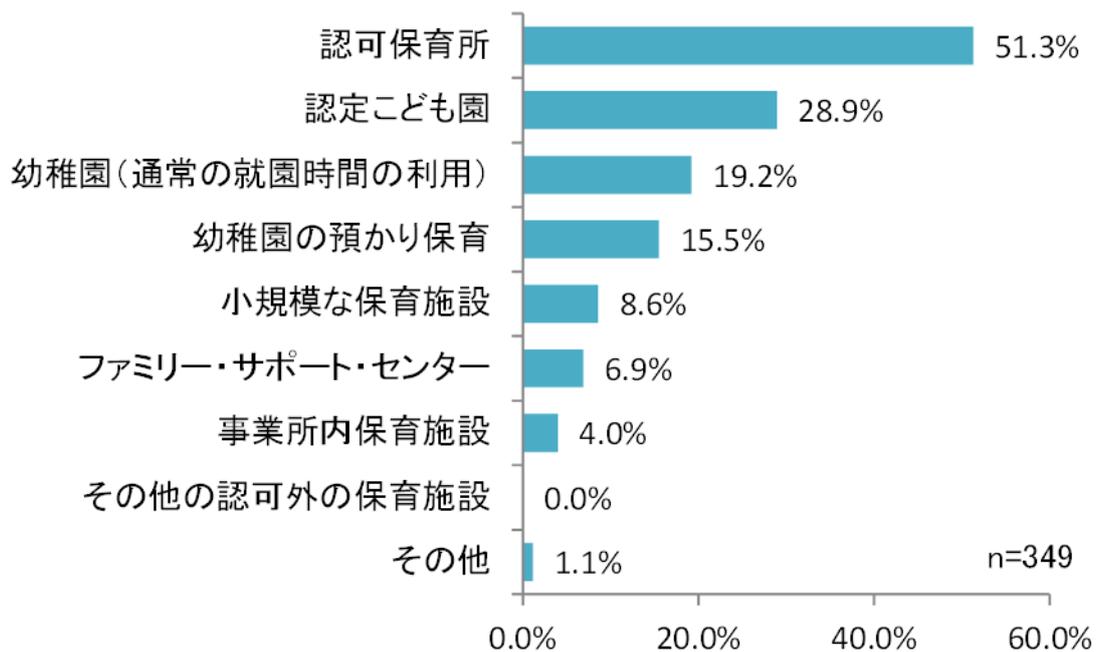
● 現在、利用している教育・保育事業への満足度

※回答者／「定期的な教育・保育の事業」を利用していると回答した方



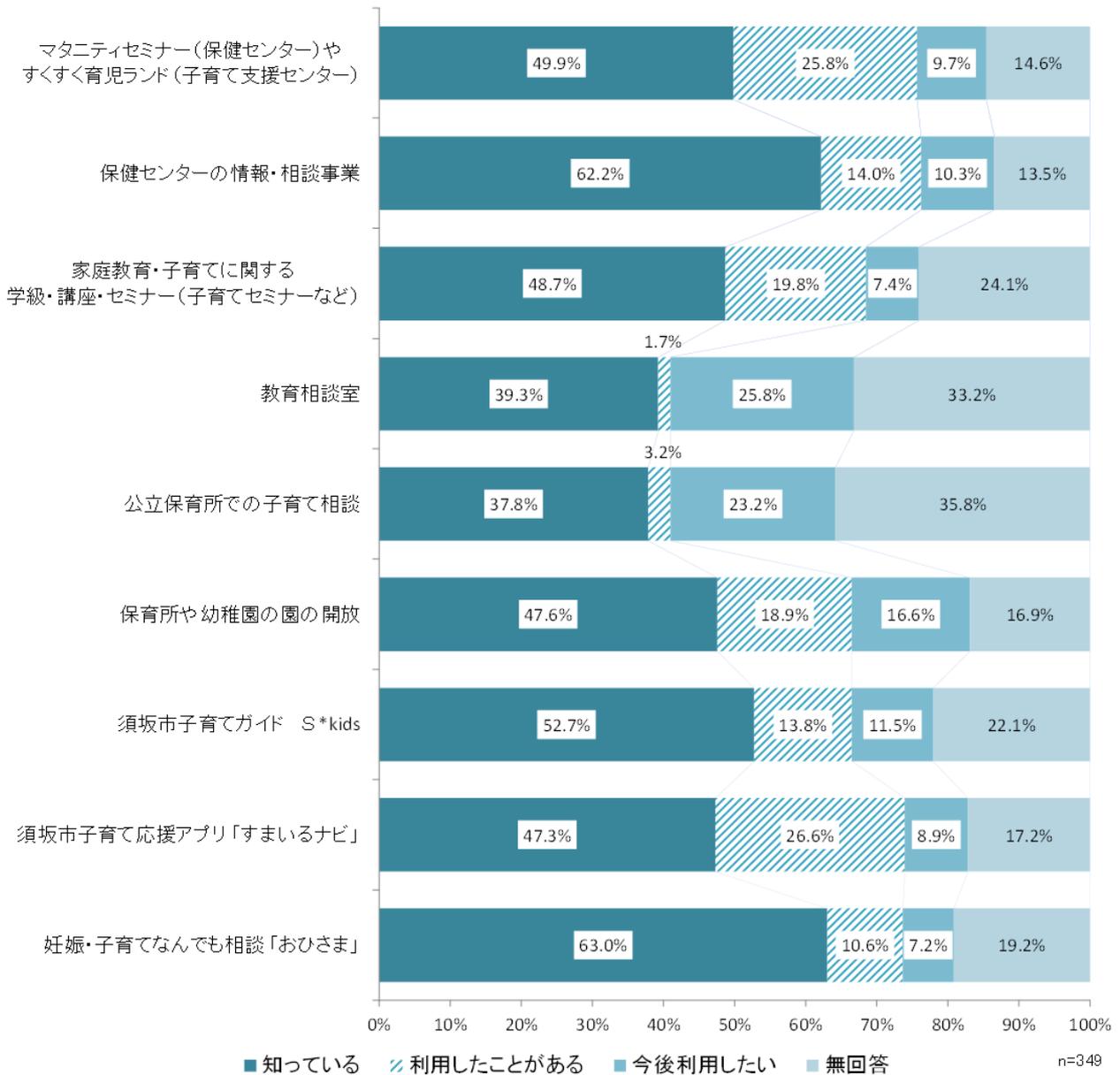
「満足」および「やや満足」を合算すると 68%となっている。「不満」および「やや不満」は 5.4%となっている。

● 平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える施設・事業



「認可保育所」が51.3%(68.2%)と高く、次いで「認定こども園」が28.9%(26.5%)、「幼稚園(通常の就園時間の利用)」が19.2%(21.1%)、「幼稚園の預かり保育」が15.5%(16.4%)と続いている。

● 現在実施している子育て事業の利用状況

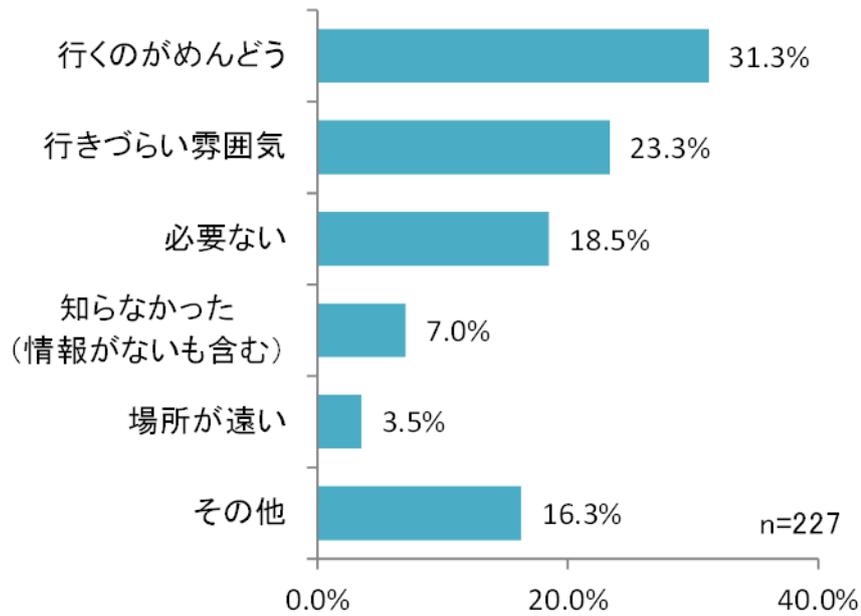


「保健センターの情報・相談事業」や「妊娠・子育てなんでも相談「おひさま」は6割を超える方が「知っている」と回答している。

一方、利用状況については、「マタニティセミナー(保健センター)やすくすく育児ランド(子育て支援センター)」や「須坂市子育て応援アプリ「すまいるナビ」」が25%を超える方が「利用したことがある」と回答している。

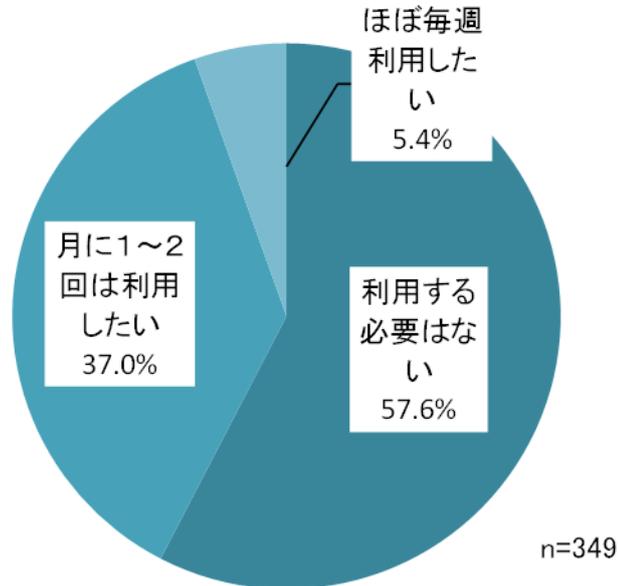
また、「今後利用したい」子育て事業として、「教育相談室」や「公立保育所での子育て相談」が挙げられている。

● 子育て支援センター・児童センター・保育所の園開放などを利用しない理由



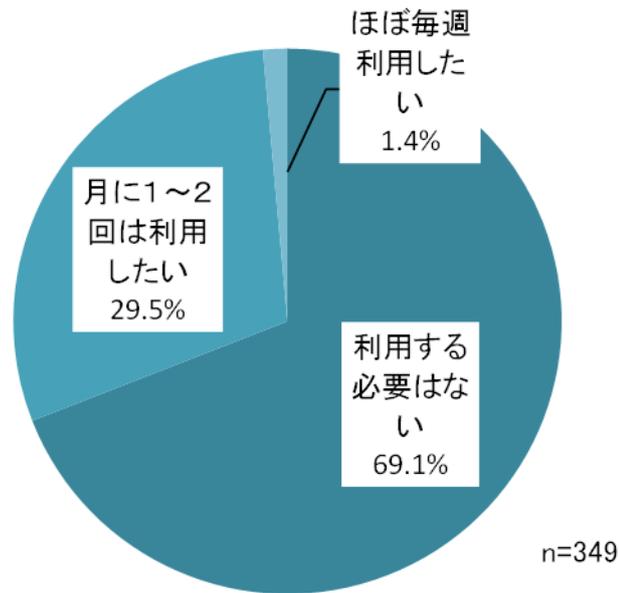
「行くのがめんどろ」が最も高く、次いで「行きづらい雰囲気」、「必要ない」となっている。

● 土曜日の「定期的な」教育・保育の事業の利用希望



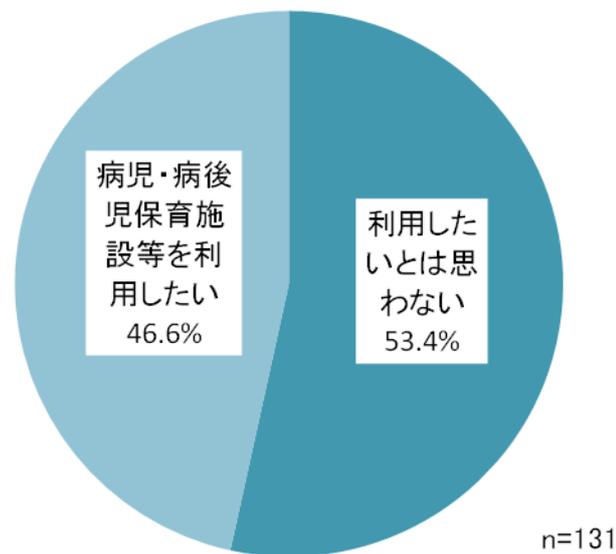
「利用する必要がない」が57.6%と最も高く、「月に1~2回は利用したい」は37.0%となっている。一方、「ほぼ毎週利用したい」は5.4%にとどまっている。

● 日曜日・祝日の「定期的な」教育・保育の事業の利用希望



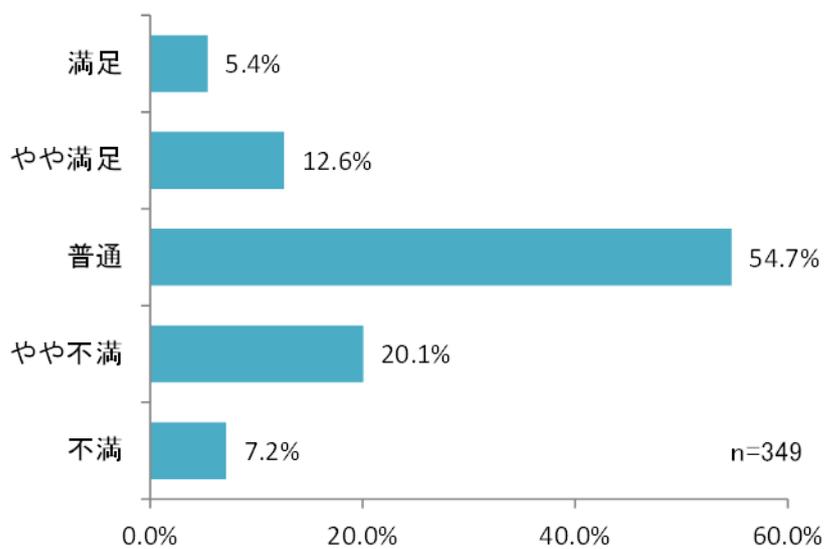
「利用する必要がない」69.1%と最も高く、「月に1~2回は利用したい」が29.5%となっている。一方、「ほぼ毎週利用したい」は1.4%にとどまっている。

● 病児・病後児のための保育施設等の利用意向



「利用したいとは思わない」が53.4%、「病児・病後児保育施設等を利用したい」が46.6%となっている。

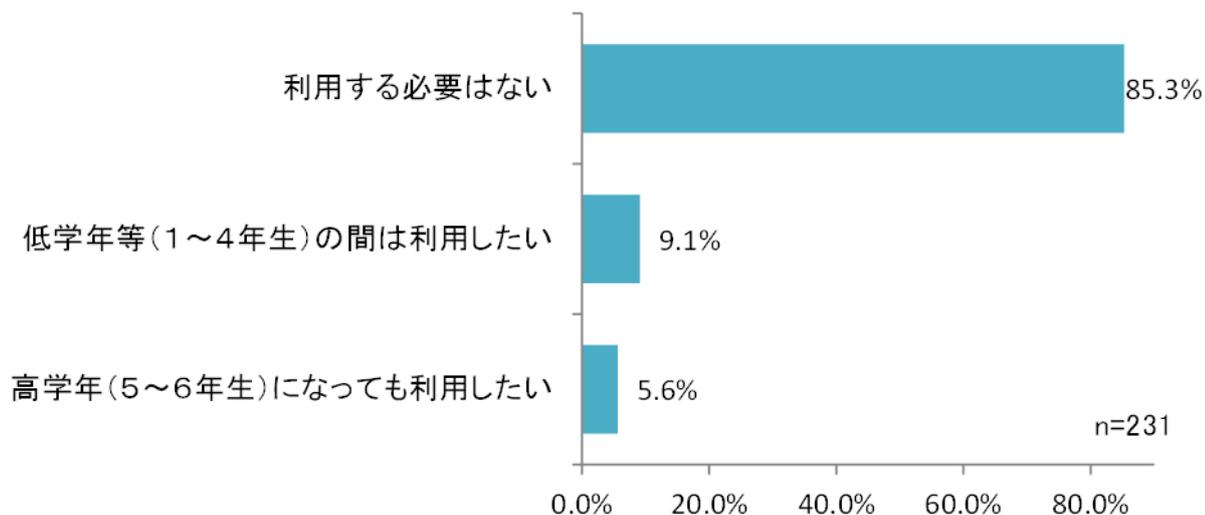
● 須坂市における子育ての環境や支援への満足度



「普通」が54.7%と最も高く、「満足」および「やや満足」が18.0%、「不満」および「やや不満」が27.3%となっている。

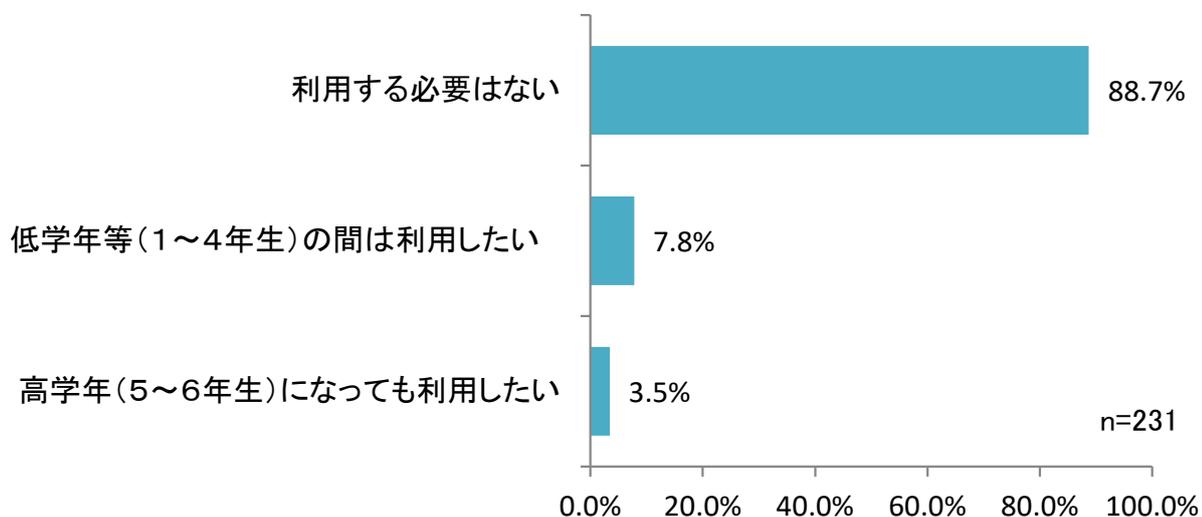
② 小学校低学年アンケートの概要(抜粋)

● 土曜日の「放課後児童クラブ」の利用希望



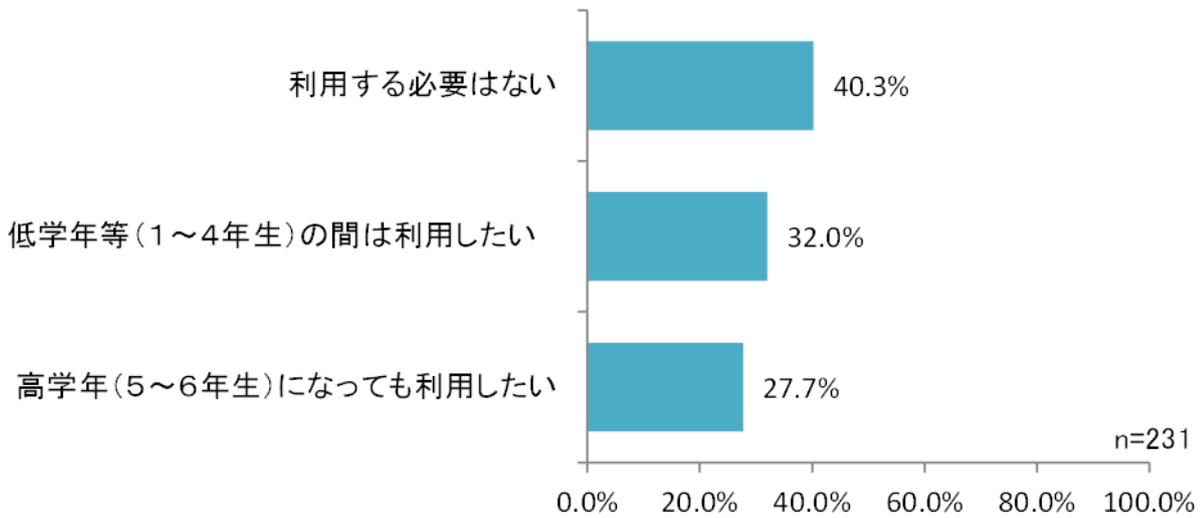
「利用する必要はない」が85.3%と最も高い。低学年、高学年ともに土曜日の「放課後児童クラブ」を利用したいとの回答割合はいずれも低位であった。

● 日曜日・祝日に「放課後児童クラブ」の利用希望



「利用する必要はない」が88.7%と最も高い。低学年、高学年ともに日曜日・祝日に「放課後児童クラブ」を利用したいとの回答割合はいずれも低位であった。

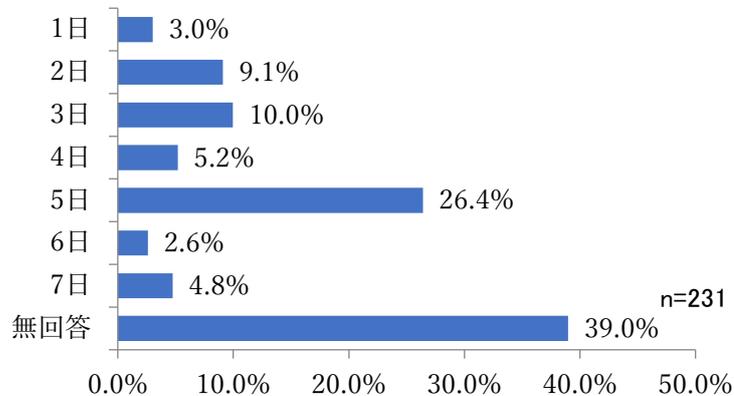
● 長期の休暇中に「放課後児童クラブ(学童保育)」の利用希望



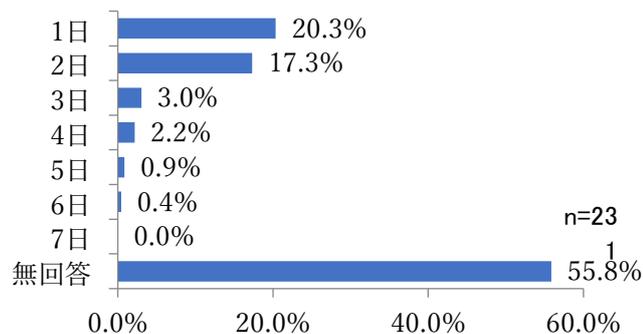
長期の休暇中に「放課後児童クラブ(学童保育)」の利用希望について、「利用する必要はない」が40.3%と最も高く、次いで「低学年の間は利用したい」、「高学年になっても利用したい」と続いている。

● お子さんの放課後の過ごし方(1週間のうち:複数回答)

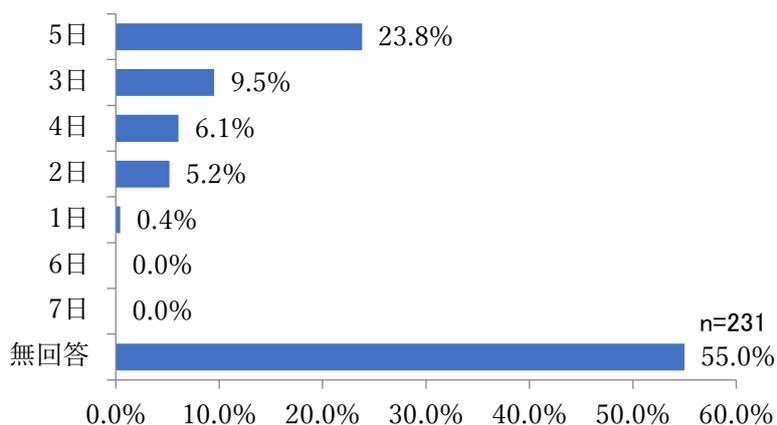
① 自宅



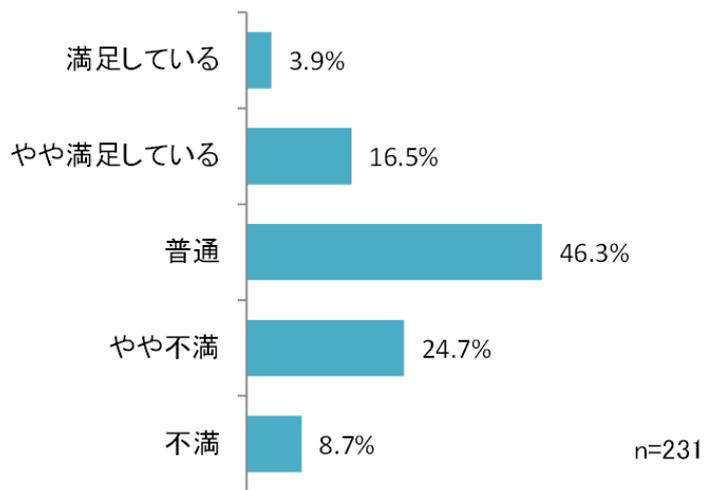
② 習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)



③ 放課後児童クラブ



● 須坂市における子育ての環境や支援への満足度

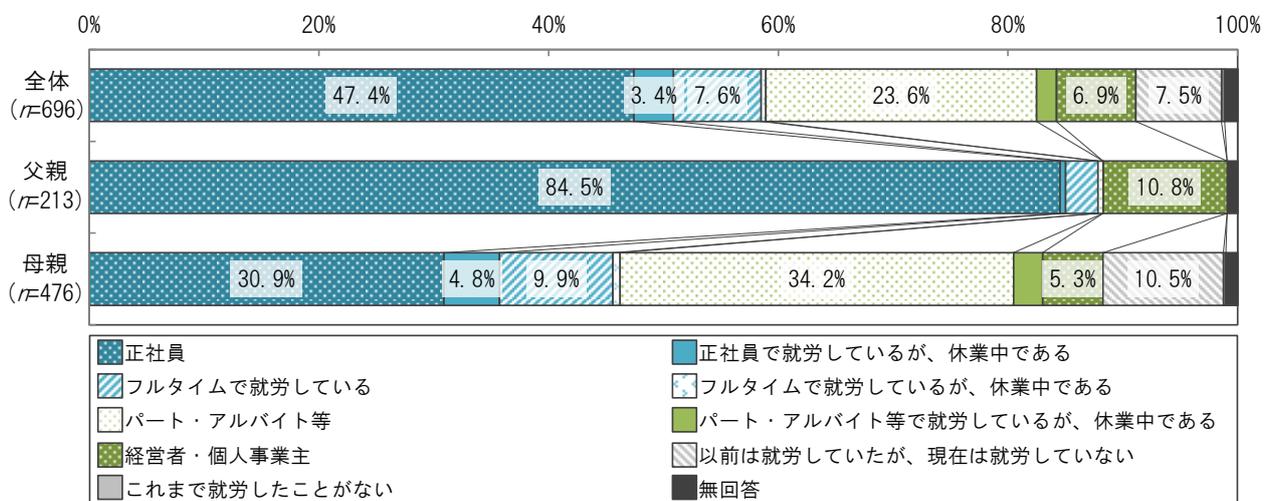


須坂市における子育ての環境や支援への満足度は、「普通」が46.3%が最も高い。「満足している」および「やや満足している」は20.4%、「不満」および「やや不満」は33.4%となっている。

## 【2】子育て世帯アンケート調査(概要)

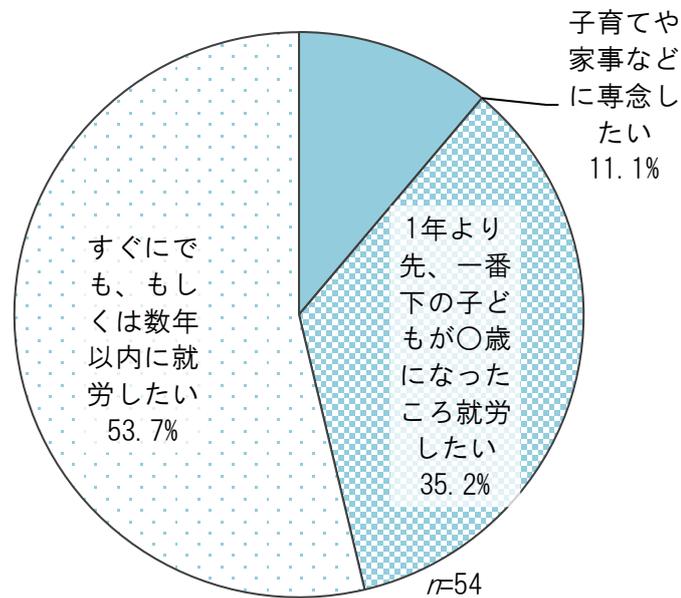
- ア 実施主体 須坂市子育て就労支援協議会(構成団体:須坂市他)
- イ 調査概要 就労と子育てに関する事項全般
- ウ 実施時期 2021年12月から2022年2月
- エ 実施方法 アンケート形式によるインターネット調査(通知を郵送)
- オ 回答 郵送またはインターネットによる回答
- カ 調査対象 0歳~18歳の子を養育する2,000世帯
- キ 回答数(回答率) 696先(34.8%)

### ● 保護者の現在の就労状況

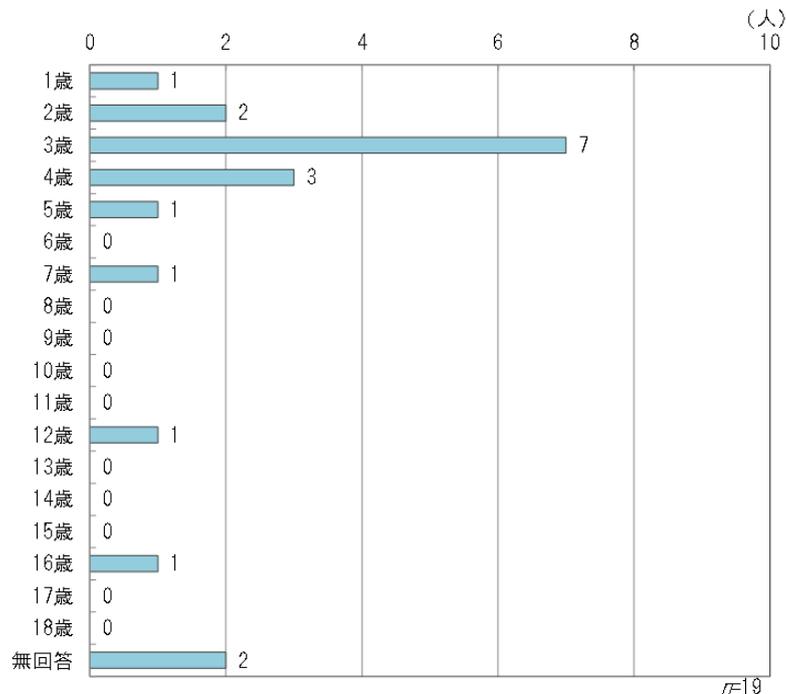


- 「正社員」や「フルタイムで就労している」と回答したのは全体の58.9%(産休・育休・介護等で休業中の人を含む)。
- 「パート・アルバイト等」と回答したのは全体の25.3%(休業中の人を含む)。
- 父母別に見ると、「正社員」や「フルタイムで就労している」と回答した父親は87.8%、母親は46.2%。このうち産休・育休・介護等で休業中の父親は0.5%、母親は5.5%。
- 「パート・アルバイト等」と回答した父親は0.5%、母親は36.8%であった。このうち母親の2.5%は産休・育休等で休業中である。
- 「以前は就労していたが、現在は就労していない」ないし「これまで就労したことがない」と回答した父親はおらず、母親は10.7%である。

● 就労したいという希望

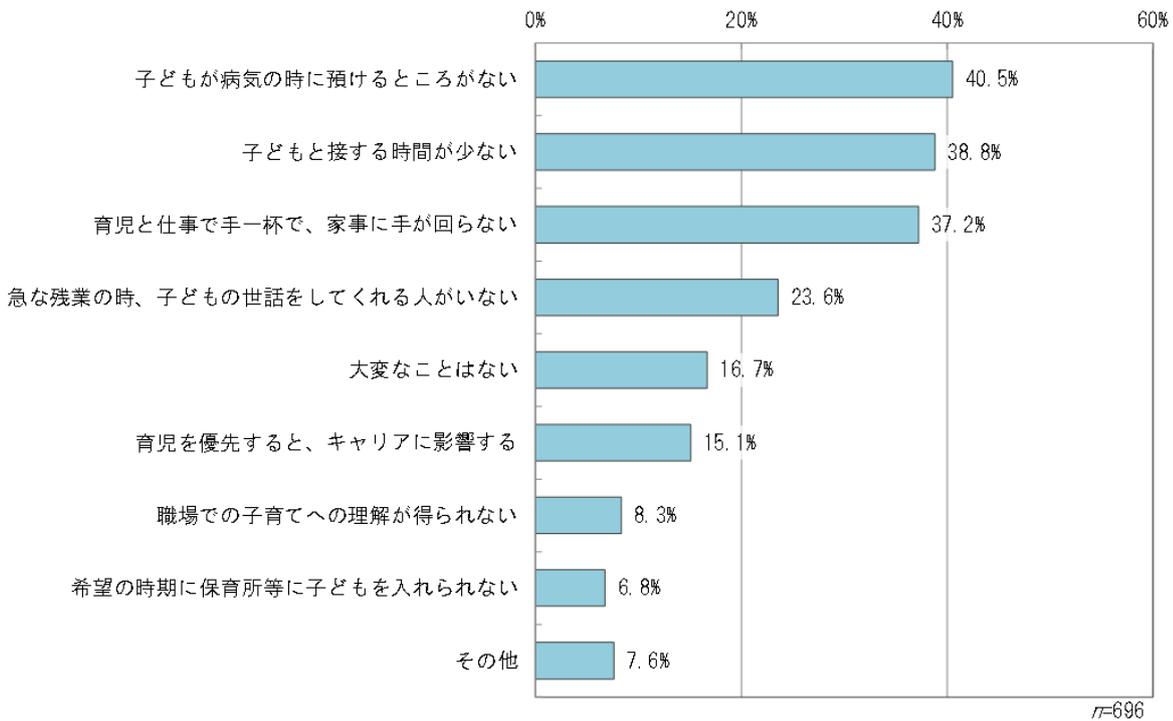


- 「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」と回答した人(すべて母親)に対し、就労の希望について尋ねた。
- 88.9%が「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったころ就労したい」ないし「すぐにも、もしくは数年以内に就労したい」と回答していた。



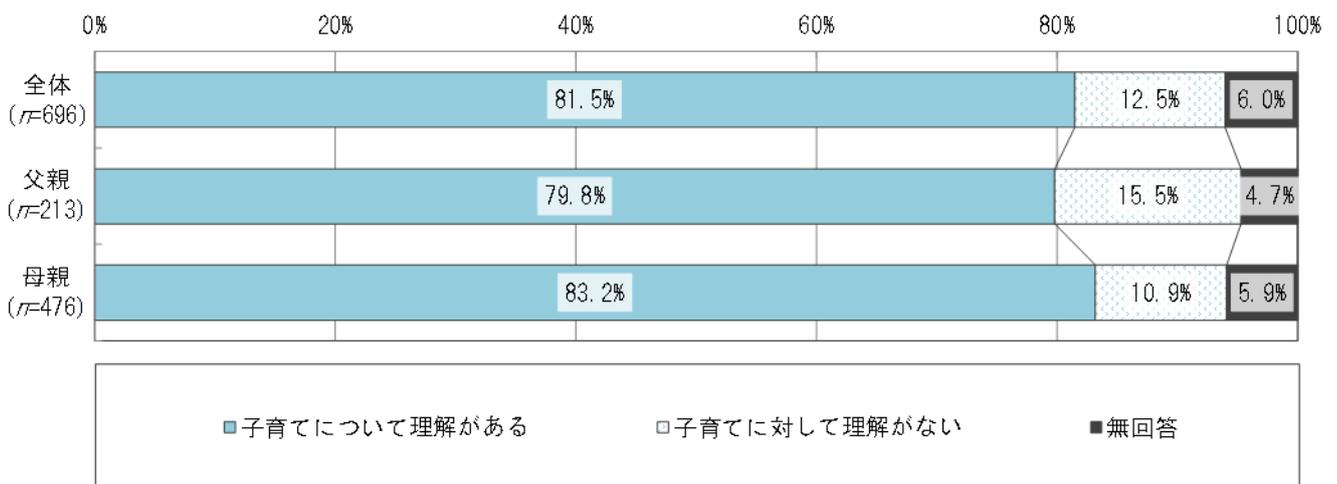
「2.子どもが〇歳になったころに就労したい」と回答した人について、就労したいと考える末子の年齢を尋ねた。「3歳」が最も多く、次いで「4歳」、「2歳」であった。

● 子育てと就労の両立を考えた場合に「大変なこと」や「不安なこと」



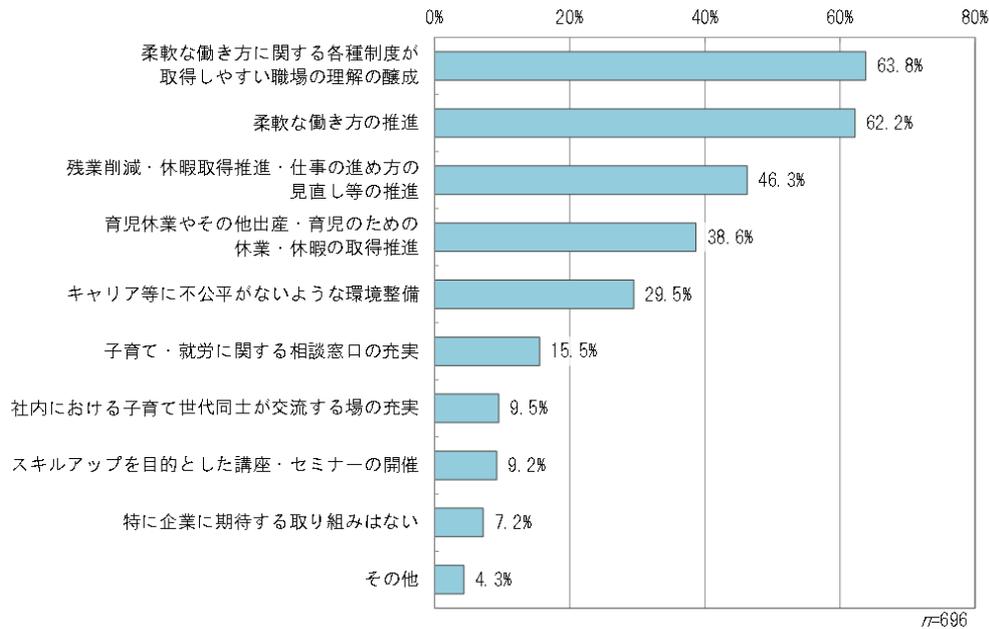
- 「子どもが病気の時に預けるところがない」が40.5%と最も多く、次いで「子どもと接する時間が少ない」が38.8%、「育児と仕事で手一杯で、家事に手が回らない」が37.2%、「急な残業の時、子どもの世話をしてくれる人がいない」が23.6%となっている。
- 他に「育児を優先すると、キャリアに影響する」(15.1%)、「職場での子育てへの理解が得られない」(8.3%)といった回答もみられた。

● 職場の子育てに対する理解



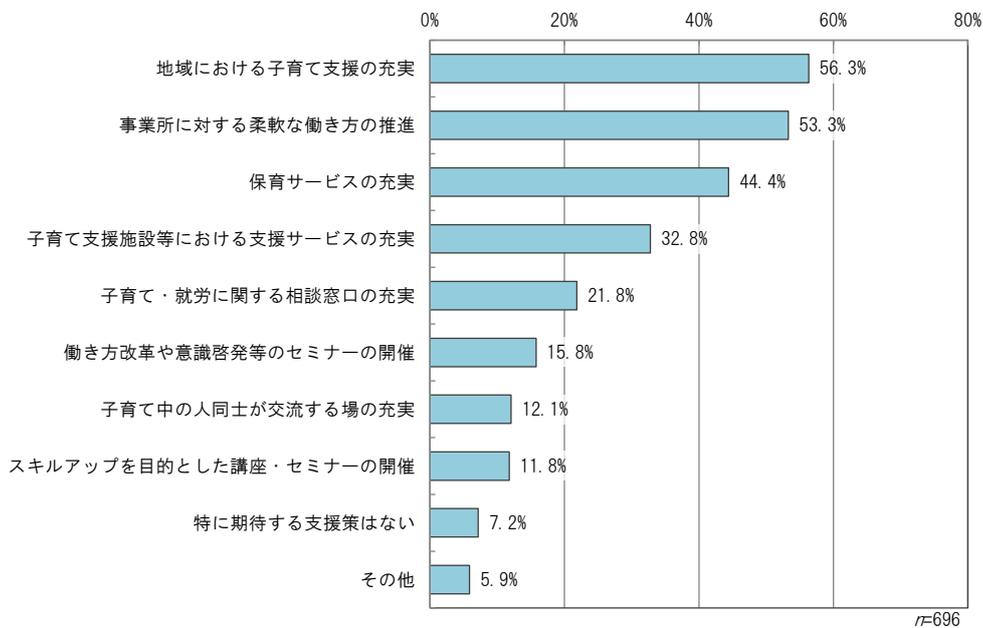
- 81.5%が「子育てについて理解がある」と回答しているが、「子育てに対して理解がない」という回答も一定数ある。
- 「子育てに対して理解がない」と感じている人の割合は、母親に比べ父親の方が多くなっている。

● 子育てと就労の両立のため、企業に期待する取り組み



- 「柔軟な働き方に関する各種制度が取得しやすい職場の理解の醸成」(63.8%)、「柔軟な働き方の推進」(62.2%)と回答。
- 「残業削減・休暇取得推進・仕事の進め方の見直し等の推進」(46.3%)、「育児休業やその他出産・育児のための休業・休暇の取得推進」(38.6%)という回答も多くなっている。

● 子育てと就労の両立のため、行政に期待する取り組み



- 「地域における子育て支援の充実」が56.3%と最も高く、次いで「事業所に対する柔軟な働き方の推進」が53.3%、「保育サービスの充実」が44.4%と続いています。

### 3 須坂市の子ども・子育て支援における課題

(1) 本市の人口は減少傾向にあり、第2期子ども子育て支援事業計画では2024年には人口は48,445人、0歳～18歳人口は7,546人になると推計されていましたが、実績は2024年の人口は49,460人、0歳～18歳人口は7,602人となっています。また、世帯数は年々増加傾向にありますが、世帯人員は減少傾向です。

市全体はゆるやかな人口減少となっておりますが0歳～14歳人口は、2024年と2029年を比較しても11ポイント減少し、5年間で約1割程度減少する推計値となっております。少子化の傾向に歯止めがかかっていない現状から地域ぐるみで子どもと子育て家庭を支えていく必要があります。

(2) アンケート結果では、子育てをする上で、気軽に相談できる先として、友人や知人、祖父母等の親族がそれぞれ上位となっており、前回調査と比較すると、保育所等の保育士・幼稚園教諭の割合は減少しています。一方、子育て支援施設の割合は増加しています。相談先がないとの回答は1割を切っていますが保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないように、身近で気軽に相談できる仕組みや体制を強化し、妊娠、出産、産後、子育て期における切れ目ない支援を行うことが必要です。

また、相談相手がない人や子どもの預け先がない人への対策(相談窓口の周知やアウトリーチなど)を行い、複雑化かつ深刻化した相談内容に対応するため、専門相談できる体制として引き続き妊娠・子育てなんでも相談「おひさま」や「こども家庭センター」の機能強化を行うことが求められます。

(3) 保護者、特に、母親ではパートタイムの就労状況が多く、また、フルタイムの転換が3割と潜在的な保育ニーズがみられます。また、利用したい教育・保育サービスとして、「保育所」が6割で、「認定こども園」、「幼稚園」が約3割となっています。

保護者の就労状況、核家族世帯の増加により、保育の必要性がある家庭が増加することから、幼児教育・保育によるニーズの増加を適切に見込み、幼稚園、保育所の受け皿の確保とともに、教育・保育の質を高めていく必要があります。

(4) 子育てにおいて必要な支援施策として「仕事と家庭の両立ができる環境」への要望が高いことから、一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育などの各種保育サービスや子育て支援サービスの充実を図り、家庭・企業・地域の意識啓発の向上のための働きかけを行っていく必要があります。

(5) 児童虐待等防止のため、虐待リスクの高い家庭を早期に把握し、早期に支援を行うことができるよう、関係機関の連携体制の強化とともに、相談対応にあたる職員の専門性を高める必要があります。

また、「こども家庭センター」が中心となり支援を必要とする子どもや、困難を抱えた家庭・子どもが健やかに成長するために、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮や、子どものライフステージにあわせた行政の各分野(保健、保育、教育、福祉等)が総合的に支援する仕組みをより連携を強化し、構築しなければなりません。

また、発達に課題のある子どもやその家族に、相談支援・発達支援・啓発活動と研修等を関係機関と

連携を図っていくとともに支援体制の構築と強化が必要です。

(6) 学校就学後の放課後の過ごし方について、低学年は、放課後クラブが最も多く、前回調査と同様高い伸びを示しています。適切なニーズを把握し、必要に応じて整備していく必要があります。また、放課後の居場所に対する多様なニーズがさらに高まることが予測され、地域資源を活用した子どもの居場所づくりが求められ、検討する必要があります。

### Ⅲ 計画の基本的な考え方

#### 1 計画の基本理念

須坂市子ども子育て事業計画の上位計画にあたる第6次須坂市総合計画基本構想では、目標のひとつに「子どもの個性と力がのびのび育つ教育のまち(基本目標③)」を掲げています。この中で、基本目標を実現するために「安心して子育てができる地域の子育て力の強化やワンストップの子育て支援により、子どもがのびのび育ち、子育て世代に選ばれるまちを目指します。」としており、具体的な施策として「切れ目のない子育て支援の充実」を掲げています。「切れ目のない」とは、保護者の立場からは妊娠期から子育て期にかけて、子どもの立場では乳幼児期から学童期、青年期とライフステージが変わっても支援が滞ることのないことです。

そこで、須坂市第2期子ども子育て支援事業計画を継続した計画とすることが重要であることから、3つの基本理念を第3期も継承します。

- ① 子どもを安心して産み育て、地域みんなで子育てを支えるまち
- ② 一人ひとりの子どもが、夢と希望に向かって生き生きと育つまち
- ③ 家庭生活・仕事が安心して実現できる、子育てを応援するまち

2022年4月に「こども基本法」では、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して法律が施行されました。

子どもたちが健やかに成長でき、幸せで、子育てを担う保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるまちを目指し、取り組みを進めてまいります。

#### 2 計画の基本目標

##### ① 子育て家庭を支えるニーズに沿った支援の推進

保護者が自身の自己肯定感を持ちながら子育てをし、保護者同士や地域社会との繋がりの中で、親として成長し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができることが重要です。

家庭の形態が多様化している現状やニーズを踏まえ、保護者が妊娠期から出産、乳幼児期など育児や養育についての子育て相談窓口や情報提供の充実など、子育て家庭の孤立や負担感を軽減し、子育て家庭を支えるニーズに沿った支援を推進し、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

##### ② 子どもの健やかな育ちを支える環境の整備

幼児期は、情緒的な安定や他者への信頼感の醸成、また、集団生活等により社会性を身に着け、豊かな感性、好奇心、探究心や思考力が養われる重要な時期です。

国は、2023年12月に「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」の中で、「こどもの誕生前から幼児期まで」は、人の生涯にわたるウェルビーイング※の基盤となる最も重要な時期である。全世代の全ての人でこの時期からこどものウェルビーイング向上を支えていくことができれば、『こどもまんなか社会』の実現へ社会は大きく前進する。これは社会全体の責任であり、全ての人々のウェルビーイング向上につながる。」と記載しています。

本市ではこの重要な時期の、子どもの健やかな育ちを支えるため、家庭・地域・企業と連携を図り、多様な関わりによる豊かな体験機会を提供するとともに、保育の専門性の向上、施設設備の良質な環境の確保、発達段階に応じた教育・保育の提供を目指します。

また、保育士、幼稚園教諭や教職員が教育・保育に対しての相互理解を深めるため「幼保小連携」をそれぞれの立場で積極的に連携・実施し、児童が幼稚園・保育所等から小学校生活へのスムーズな繋ぎを継続して推進します。

※ ウェルビーイング … 全てのこどもの生涯にわたる身体的・精神的・社会的な観点での包括的な幸福

### ③ 社会的支援の必要な子どもやその家庭への支援

子どもの育ちは、それぞれの個性や発達段階によってさまざまであり、子どもを取り巻く環境からも極めて大きな影響を受けます。特に、虐待、貧困など家庭の状況によって社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族には、早急な対応が必要です。

児童虐待は、子どもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。須崎市では虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援の強化を「こども家庭センター」が中心となって須崎市要保護要支援地域協議会、関係機関ともに推進します。

また、子どもの貧困への対策も喫緊の課題であり、国のこども大綱では「こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進する」と明記しており、須崎市においては、行政・地域・企業などが連携して実施してまいります。

さらに、ヤングケアラー※が社会問題となっています。ヤングケアラーは子ども個人の権利に重大な侵害が生じるおそれがあり、関係機関や支援者が情報共有・連携して、早期発見に把握をし、必要な支援につなげる体制を検討し、実施します。

障がいや疾病のある子どもには、その子に応じた適切な対応や発達を促していくことが必要です。障がいのある子ども・若者の地域社会への参加を推進し、発達や将来の自立、社会参加にむけて必要な支援を推進します。

※ヤングケアラー … 大人が担うと想定されている家事や家族の世話などケアの責任を日常的に行っている子どもや18歳未満の若者。

### ④ 仕事と生活の調和がとれる社会づくり

「子育て世帯アンケート調査結果報告書」において、職場における子育てに対する理解が定着している中で、子育てに理解がないと感じている人の割合も男女ともに一定数います。「子育てに対して理解

がない」と感じる理由について、「子育てと就労が両立できる制度がなかった」という回答が 32.7%と最も高く、この傾向は、母親に比べ父親において高くなっています。育児・介護休業法の改正など制度や社会の理解が必要です。

また、子育てと就労の両立を考えた場合に「大変なこと」や「不安なこと」の設問では、「子どもが病気の時に預けるところがない」という回答が 40.5%と最も多く、次いで「子どもと接する時間が少ない」が 38.8%、「育児と仕事で手一杯で、家事に手が回らない」が 37.2%、「急な残業の時、子どもの世話をしてくれる人がいない」が 23.6%となっており、子育て支援サービスの充実が求められている現状があります。

核家族世帯が増加し、また共働き家庭が増える中、「子育てと就労の両立をしていくため、企業に期待する取り組み」は、半数以上が「柔軟な働き方に関する各種制度が取得しやすい職場の理解の醸成」が 63.8%、「柔軟な働き方の推進」が 62.2%を挙げおり子育てを理由に柔軟な働き方を希望していても、職場環境が整っていないと感じている現状があります。

「子育てと就労の両立をしていくため、行政に期待する取り組み」では「地域における子育て支援の充実」が 56.3%と最も高く、働きながら安心して子どもを産み育てることができるように引き続き子育て支援の充実を強化し、行政・地域・企業が連携した「子どもは宝プロジェクト」を推進してまいります。

### 3 計画の推進体制と進捗管理

- (1) 子どもや家庭を支えるために、庁内の関係部局が連携して、本計画に掲げた施策を総合的に推進する必要があります。庁内組織の「子ども子育て庁内連絡会議」を設置し、子どもや家庭に関する情報や課題を共有して各施策の充実を図るとともに、部局間の連携強化を進めます。

また、「子ども子育て庁内連絡会議」では、「事業の実施状況の確認」と「計画に基づく施策の推進」について協議を行い、評価を含めた進捗管理を行います。

計画の期間中に起こりうる新たな課題に対して「須坂市子ども子育て会議」の意見を踏まえながら、課題解決に向けて取組を推進していきます。

- (2) こども基本法第 3 条(基本理念)および第 11 条(こども施策に対するこども等の意見の反映)に基づき、こどもを単なる保護の対象ではなく「権利の主体」として位置づけ、今後、須坂市においてこども計画やこどもの権利条例を策定する際に、当事者であるこどもや若者が、自己に直接関係する事項について意見を表明する機会を確保し、その意見を十分に尊重することで、本計画の施策を充実させ、また意見を反映させることができる仕組みを構築していきます。

## 3つの基本理念

- ① 子どもを安心して産み育て、地域みんなで子育てを支えるまち
- ② 一人ひとりの子どもが、夢と希望に向かって生き生きと育つまち
- ③ 家庭生活・仕事が安心して実現できる、子育てを応援するまち

## 4つの基本目標

- 1 子育て家庭を支えるニーズに沿った支援の推進
- 2 子どもの健やかな育ちを支える環境の整備
- 3 社会的支援の必要な子どもやその家庭への支援
- 4 仕事と生活の調和がとれる社会づくり

### 基本目標 1

#### 子育て家庭を支えるニーズに沿った支援の推進

- (1) 利用者支援事業 (健康づくり課・学校教育課・子ども課)  
身近な場所での相談や情報提供、助言及び連携・協働の体制づくり
- (2) 相談窓口及び情報提供の充実 (健康づくり課・子ども課・学校教育課・福祉課)  
こども家庭センター、子育て支援センターなどでの情報提供の充実
- (3) 妊産婦等の包括的支援 (健康づくり課)  
妊娠から出産まで切れ目ない支援
- (4) 妊婦健康診査 (健康づくり課)  
妊産婦に対して健康診査を行う事業
- (5) 産婦健康診査 (健康づくり課)  
産婦に対して健康診査を行う事業
- (6) 産後ケア事業 (健康づくり課)  
医療機関等でアドバイスや育児相談等が受けられる事業
- (7) 乳児家庭全戸訪問事業 (健康づくり課)  
乳児のいる家庭を訪問し相談および情報提供を行う事業
- (8) 地域子育て支援拠点事業 (子ども課・学校教育課)  
須崎市子育て就労支援センター(愛称：bota)を拠点として実施
- (9) 一時預かり事業 (子ども課)  
臨時的、緊急的に家庭での保育が困難になった子どもを預かる事業
- (10) こども誰でも通園制度 (子ども課)  
就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度
- (11) 時間外保育事業(延長保育事業) (子ども課)  
保育標準時間として提供される11時間を超えて保育を行う事業
- (12) 病児・病後児保育事業 (子ども課)  
病院・保育園等の専用スペースにおいて一時的に保育する事業
- (13) 休日保育事業 (子ども課)  
日曜日・祝日に一時的に子どもを預かる事業
- (14) ファミリー・サポート・センター事業 (子ども課)  
多様化する子育てニーズに対応し、相互援助活動を促進する事業
- (15) 放課後児童健全育成事業 (学校教育課)  
適切な遊び及び生活の場を提供し、健全育成を図る事業

### 基本目標 2

#### 子どもの健やかな育ちを支える環境の整備

- (1) 幼児期の教育・保育の安定した提供 (子ども課)  
地域ニーズに応じた認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定め、教育・保育施設及び地域型保育事業を推進します。
  - 【1】 幼児期の教育・保育の提供体制の確保
  - 【2】 産後の休業および育児休業後における教育・保育施設の円滑な利用の確保
  - 【3】 教育・保育の一体的提供の推進
  - 【4】 教育・保育人材確保と職業観の早期醸成
  - 【5】 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (2) 子どもの健やかな育ちのための食育の推進 (健康づくり課・学校教育課・学校給食センター・子ども課)  
食を通じて、妊娠期から親子や家族、地域との関わりを深め、子ども一人ひとりの“食べる力”を豊かに育むとともに、健やかな心と身体の発達を促すことをねらいとして食育を推進します。
- (3) 子どもの心を育む豊かな体験活動の充実 (学校教育課・子ども課・まちづくり課)  
豊かな体験活動を通じ、子どもたちの育ちを支援します。伝統的行事、信州型自然保育(信州やまほいく)の推進、公園の整備などを推進します。

### 基本目標 3

#### 社会的支援の必要な子どもやその家庭への支援

- (1) 児童虐待防止対策の充実 (子ども課・学校教育課・健康づくり課・福祉課)  
包括的な支援を推進し、児童虐待防止や早期発見・対応を図ります。
  - 【1】 こども家庭センターにおける包括的支援
  - 【2】 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業
- (2) 要保護児童対策地域協議会 (子ども課・学校教育課・健康づくり課・福祉課)  
児童・家庭への迅速な対象を行うため関係機関が連携します。
- (3) 家庭支援事業 (子ども課・健康づくり課)  
家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業を実施します。
  - 【1】 子育て世帯訪問支援事業
  - 【2】 養育支援訪問事業
  - 【3】 子育て短期支援事業(子育て支援ショートステイ事業)
  - 【4】 夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)
  - 【5】 親子関係形成支援事業
  - 【6】 地域子育て相談機関
- (4) 特別な支援が必要な子どもへの支援の充実 (子ども課・学校教育課・健康づくり課・福祉課)  
子どもが必要な支援が受けられる体制やサービスの確保します。
  - 【1】 幼児期における支援
  - 【2】 小・中学校における支援
  - 【3】 須崎市、長野県における支援・サービス

### 基本目標 4

#### 仕事と生活の調和がとれる社会づくり

- (1) 子育てしやすい職場などの環境づくりの推進 (子ども課・人権同和・男女共同参画課・産業連携開発課)  
子育てや介護をしながら働き続けられるよう、仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりを推進し、誰もが仕事と生活の調和が取れた働き方ができる社会の実現に向けて取り組みます。
- (2) 子育て生活における就労支援 (子ども課・産業連携開発課)  
子育てをしながら働く意欲のある人が、その知識や能力を生かし、多様な働き方にチャレンジし、就労できる環境整備のため、ハローワーク等関係機関と協働して子育て世代への支援をより充実します。

- (5) ひとり親家庭の自立支援の推進 (福祉課、子ども課)  
ひとり親家庭の生活面や子育て支援など総合的な支援を実施します。
- (6) 子どもの貧困対策 (福祉課、学校教育課、子ども課)  
地域や社会全体で貧困家庭の課題を解決するため、適切な支援及び推進します。
- (7) 市民・団体、行政の共創の推進 (学校教育課、子ども課)  
市民・団体が行政と協力して子ども食堂や居場所づくりを推進し、行政が適切な支援を実施します。

## V 事業計画

### 基本目標 1

## 子育て家庭を支えるニーズに沿った支援の推進

#### < 目的 >

家庭の形態が多様化している現状やニーズを踏まえ、保護者が妊娠期から出産、乳幼児期など育児や養育についての子育て相談窓口や情報提供の充実など、子育て家庭の孤立や負担感を軽減し、子育て家庭を支えるニーズに沿った支援を推進し、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

### (1) 利用者支援事業

担当：子ども課・健康づくり課・学校教育課

#### < 事業の概要 >

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行う事業です。

#### < 取り組み実施状況 >

- ① 市職員が日常的に保育園・幼稚園等の利用をはじめ各種制度やサービスについて、保護者からの問い合わせや相談に応じるとともに、子育て家庭のニーズにあった情報提供を行っています。
- ② 「5歳児すこやか相談」として保護者へお子さんの発達の様子や子育てについての心配事や相談についてアンケートを実施し、すこやか相談コーディネーター、作業療法士など専門チームで保育園や認定こども園などを巡回・情報提供を行っています。
- ③ 児童センター4施設、子育て支援センター1施設においては、日常の活動の中で育児相談やサービスに関する情報提供を行っています。
- ④ 母子健康手帳交付時、母子保健コーディネーターが全妊婦対象に面接を実施し、妊娠期から子育て期までの相談に応じるとともに、子育てに関するサービスの情報提供を行っています。
- ⑤ 2024年4月から子ども課内に「こども家庭センター」を設置し、「須坂市妊娠・子育てなんでも相談『おひさま』」として相談窓口の継続や、妊娠期から子育て期にわたるまで、母子保健や育児に関する相談支援を行い、情報提供や関係機関との連携を行っています。

<確保の内容>

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
利用者支援窓口	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
確保の方策	「基本型」 ①すこやか相談 ②子育て支援センター ③児童センター(4施設)		「こども家庭センター型」 ④ こども家庭センター ⑤ 保健センター(健康づくり課窓口を含む)		

「基本型」

子どもやその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

「こども家庭センター型」

母子保健(健康づくり課)と児童福祉(子ども課)が連携・協働して、保健師や社会福祉士等が専門的見地から相談支援等を実施するとともに、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等を実施します。

「妊産婦等包括相談支援事業型(旧伴走型相談支援)」

妊娠期から出産・子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、ニーズに即した必要な支援へつないでいます。経済的支援としての妊婦のための支援給付(旧:出産・子育て応援給付金)と一体的に実施をしています。

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
延べ人数	789人	798人	792人	786人	774人
確保の方策 こども家庭センター (健康づくり課)	789人	798人	792人	786人	774人

<<課題・今後の展開>>

- ① 公立保育園(10園)・子育て支援センター(bota内)・児童センター(4施設)など地域に密着している施設の職員が研修などを受講することにより支援、相談機関としての充実を図ります。

bota:須坂市子育て就業総合支援センターの愛称。

- ② 地域子育て相談機関※の設置を検討します。  
こども家庭センターを補完する地域の相談拠点の事です。
- ③ 2025年度から伴走型相談支援は「妊婦等包括相談支援事業」として、引き続き妊婦や配偶者等へ面談などを通じて、情報提供や相談支援を実施します。

## (2) 相談窓口及び情報提供の充実

担当：健康づくり課・子ども課・学校教育課・福祉課

<取り組み実施状況>

### 【1】 相談窓口の充実

- ① 健康づくり課・保健センター・子ども課(こども家庭センター)・子育て支援センター・保育園、児童センターにおいて子育て相談を実施しています。
- ② 子育て相談や教育相談の内容に沿った適切な支援を行うため、関係機関が連携して対応しています。
- ③ 「須坂市妊娠・子育てなんでも相談『おひさま』」では、妊娠期から子育て期にわたるまで、母子保健や育児に関する様々な悩み等の相談支援を行うとともに、安心して子育てがスタートできるように、サービスに関する情報提供や関係機関との連携を行っています。

### 【2】 情報提供の充実

- ① 健康づくり課窓口における、産前・産後サポートや産後ケアなど産前産後に利用できる事業や相談窓口の情報提供を行っています。
- ② 子ども課、子育て支援センター窓口を中心とした、子育て支援制度及びサービスに係る情報提供を行っています。
- ③ 須坂市子育てガイド「S\*Kids」の制作及び配布を年1回行っています。
- ④ 子育て応援メールマガジンなどで情報発信を行っています。
- ⑤ 「須坂市子育て応援アプリすまいるナビ」による情報発信を行っています。
- ⑥ 市広報誌への子育て情報を掲載しています。
- ⑦ 市役所や保健センターに子育て支援センターだよりや児童センターだよりを掲出しています。
- ⑧ 市ホームページにおいて子育てポータル「須坂市子育てナビ」での情報発信を行っています。
- ⑨ 主任児童民生委員会では「いきいきすぎかっ子 子育て電話帳」の配布を行っています。

<<課題・今後の展開>>

### 【1】 相談窓口の充実

- ① 相談することに難しさを感じる保護者も多いことから、子ども・子育てに関する相談は、相談窓口のほかに、子育て中の保護者に接する機会のある全ての対応者が相談先として機能することで、相談に結びつきやすい状況をつくり、子育てに不安等を抱いている保護者の早期支援に努めます。
- ② 相談対応を行う機関の職員は、研修の受講により資質の向上に努めます。

### 【2】 情報提供の充実

- ① 子育て支援情報が十分に周知できていない現状があることを踏まえ、子育て家庭及

び地域に向け、子育て支援制度や子育てイベント情報、意識啓発等の情報発信を積極的に実施します。

- ② 保護者ニーズに沿った情報の充実を図ります。
- ③ 保護者の手元に届きやすい子育て応援メールマガジンの利用促進を図るため、登録チラシの作成等を行い登録者の増加を図ります。
- ④ 広報誌等を利用した子育て支援情報の定期発信を図ります。
- ⑤ 新聞、ケーブルテレビや民間情報誌等の協力を得て、より幅広く情報発信の充実を図ります。

### (3) 妊産婦等の包括的支援

担当：健康づくり課

#### <取り組み実施状況>

- ① 母子保健コーディネーターを健康づくり課に配置し、母子健康手帳交付時に全妊婦に面接を行い、妊娠・出産・子育てに関する悩みを把握し、ニーズにあった情報提供を行っています。
- ② 妊産婦のメンタルヘルス不調者への早期支援のため「エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）」を産科医療機関と共通に活用し、産後うつ病の早期発見を図っています。
- ③ 定期的に県立信州医療センターの小児科医師、産科医師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー、地域の精神科医、行政の保健師が参集し、周産期実務検討会を実施することで、妊娠期から産後まで継続して医療機関と連携しています。
- ④ 産前・産後サポート事業：母子保健コーディネーターや地区担当保健師と連携して助産師や保健師が妊産婦宅を訪問し、産前産後の心身の不調や悩みに対し、発達、養育等に関する相談を受けています。

#### <<課題・今後の展開>>

- ① 母子保健コーディネーターを中心に、母子健康手帳交付時に全妊婦と面談をし、妊婦の健康状態や生活状況、心理状況の把握に努め、妊娠・出産・育児に関する情報提供や、必要に応じて関係機関へつなげ、継続した支援を行います。
- ② 周産期実務検討会を開催し、継続した支援を必要とする母子への支援について多職種で検討を行い、ネットワークの充実を図るとともに、産後うつ病の早期発見・早期支援・虐待予防を図ります。

※ 妊娠から出産まで切れ目のない支援を実施するため、須坂市母子保健計画事業との連携を図り進めます。

#### (4) 妊婦健康診査

担当：健康づくり課

##### <事業の概要>

母子保健法第13条に基づき、市が必要に応じて妊婦に対して健康診査を行う事業です。

##### <取り組み実施状況>

- ① 母体や胎児の健康を守るために必要な妊娠中の定期健診に係る費用を助成し、期間中の妊婦の健康増進を図っています。
- ② 県外での里帰り出産にも助成を行っています。

##### <量の見込及び確保の方策>

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
妊婦健診受診数	3,682件	3,724件	3,696件	3,668件	3,612件
確保の方策	実施箇所 ・県内委託医療機関 ・県外妊婦健診実施医療機関				

- 計算方法 当該年度の0歳の人口推計の数に14(1人あたりの基本健診回数)を乗じた数

##### <<課題・今後の展開>>

- ① 母子健康手帳交付時に、妊婦健診補助券(基本的な妊婦健診最大14枚・追加検査5枚・超音波検査4枚)を配布し、使用方法について十分な説明を行うとともに、受診勧奨します。
- ② 県外での里帰り出産を希望する方には、償還払いで助成を行っていることを合わせて説明し、受診勧奨することで、県外で出産する妊婦支援も実施します。

#### (5) 産婦健康診査

担当：健康づくり課

##### <事業の概要>

母子保健法第13条に基づき、産婦に対する健康診査を行う事業です。

##### <取り組み実施状況>

- ① 産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月などの出産後まもない時期の産婦に対する健康診査を実施し、産婦健康診査2回分にかかる費用を助成しています。
- ② 里帰り等により、県外で受診する産婦健康診査にも助成を行っています。

<量の見込及び確保の方策>

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
産婦健診受診数	526件	532件	528件	524件	516件
確保の方策	実施箇所 ・県内委託医療機関 ・県外産婦健診実施医療機関				

- 計算方法 当該年度の0歳の人口推計の数に2(1人あたりの健診回数)を乗じた数

<<課題・今後の展開>>

- ① 母子健康手帳交付時に、産婦健康診査受診(産後2週間、産後1か月の補助券2枚)を配布し、使用方法について十分な説明を行うとともに、受診勧奨します。
- ② 県外での里帰り出産を希望する方には、償還払いで助成を行っていることを合わせて説明し、受診勧奨することで、里帰り出産等により県外での産婦健康診査の受診を支援します。

(6) 産後ケア事業

担当:健康づくり課

<事業の概要>

出産後の育児やからだの回復に心配のあるお母さんとお子さんが、医療機関や助産所で授乳等についてのアドバイスや育児相談等が受けられる事業です。

<取り組み実施状況>

産後ケア事業(宿泊型・デイケア型・訪問型):出産後、育児不安等により、特に保健指導が必要な産婦と新生児及び乳児を対象に、医療機関または助産所で母体の管理や育児指導を行っています。

<量の見込及び確保の方策>

年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	175人日	175人日	175人日	175人日	175人日
確保の方策	175人日	175人日	175人日	175人日	175人日
	市内外の医療機関や助産所				

<<課題・今後の展開>>

母子健康手帳交付時の面談や乳児家庭全戸訪問事業など妊娠期から出産後の継続した支援の中で、産後ケア事業についての情報提供を行い、利用の促進を図ります。また、必要とする産婦に対し、産後ケア事業利用後も、実施医療機関と連携しながら継続した支援につなげます。

## (7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

担当：健康づくり課

### <事業の概要>

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児の不安や悩みの相談に応じ、子育て支援に関する情報提供を行います。

また、母子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対する適切なサービス提供に繋げることにより、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境を図る事業です。

### <取り組み実施状況>

健康づくり課の保健師・助産師が、家庭を訪問しています。

### <量の見込及び確保の方策>

年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
対象児童数	263人	266人	264人	262人	258人
確保の方策	保健センターの保健師、助産師が訪問				

- 対象児童数の計算方法 人口推計の0歳児の数

### <<課題・今後の展開>>

- ① 生後4か月までに家庭訪問し、乳児の発育状況や母親の育児に対する思いや不安、悩み等の相談に応じます。
- ② 訪問した結果、引き続き支援が必要な家庭については、継続した訪問や面接を行います。
- ③ 訪問を希望されない、里帰り先で長期滞在された家庭等、家庭訪問ができなかった家庭については、3か月健診においてフォローします。

## (8) 地域子育て支援拠点事業

担当：子ども課・学校教育課

### <事業の概要>

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場「地域子育て支援拠点」を提供する事業です。須坂市では、中央児童センターに併設していた子育て支援センターを須坂駅前ビルシルキー内に整備した「須坂市子育て就労支援センター(愛称:bota)」へ移設し、独立した施設として整備し、2022年7月に供用を開始しました。

### <取り組み実施状況>

- ① 子育て支援センターでは、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導及び来館者親子のつながりを支援し、父親の育児参加の促進事業、須高広域シルバー人材センター会員との世代間交流事業、子育て中の母親・家庭への支援者の拡大を図り、地域子育て広場の支援や育児サークルの支援を行っています。

- ② 子育て支援センター、中央児童センターをはじめ児童センター市内4施設では幼児や子育て中の保護者に開放する「遊びの広場」や子育て相談、子育てに関する情報提供、各種講座の開催により、子育てについて学べる機会の提供や保護者の仲間づくりを支援しています。
- ③ 子育て支援センターは各地域の保健指導委員が地域公民館などで実施する「地域の子育て広場」への支援や子育てサークルを支援しています。

<量の見込及び確保の方策>

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
① 量の見込み(延べ利用数)	24,619人	24,905人	24,676人	24,476人	24,104人
② 確保の内容	25,000人	25,000人	25,000人	25,000人	25,000人
子育て支援センター	15,000人	15,000人	15,000人	15,000人	15,000人
児童センター・地域の子育て広場・園開放など	10,000人	10,000人	10,000人	10,000人	10,000人
②-①	381人	95人	324人	524人	896人

●量の見込みの計算方法

保育所等に通わない0歳～2歳(1・2・3号認定以外の子ども:住民基本台帳の人口から4月1日現在の入所数の差)をニーズ調査で「地域子育て支援拠点事業」を利用している又は今後利用したいと回答した人の割合(62%)を推計児童数に乗じて算出された値に利用したい平均回数(週1.6回)を乗じて算出しました。

●確保の内容 年度間の利用者延べ人数

<<課題・今後の展開>>

- ① 子育て支援センター・児童センターの利用促進を図るとともに、子育て中の親子が遊び、集える場所を提供します。
- ② 地域に身近な場所で行う「地域の子育て広場」や公立保育園や私立保育園・認定こども園などの園開放を通じた子育て支援の充実を推進します。
- ③ 子育て支援センター・児童センターのイベントや各種講座を充実させるとともに、保護者同士の交流、仲間づくりの支援に努め、各種の子育て支援が利用者に十分周知されるよう、情報提供を強化します。

## (9) 一時預かり事業

担当課：子ども課

### <事業の概要>

保護者の一時的な就労等、臨時的・緊急的な理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもを、幼稚園・保育園やその他の場所で一時的に預かる事業です。

### <取り組み実施状況>

#### ① 預かり保育(幼稚園)

幼稚園において在園児を対象に、保護者の臨時的な理由のほか、就労世帯への幼児教育の機会を拡大するために、教育時間前後から時間を延長して子どもをお預かりしています。

認定こども園3園で実施しています。

#### ② 預かり保育(幼稚園以外)

家庭で子育てしている保護者の一時的な就労や、病気、育児疲れによるリフレッシュなど、一時的に子どもを預ける必要が生じた場合に、保育園で子どもをお預かりしています。

3歳以上児は、上高井保育園、やすらぎ保育園、山びこ幼稚園、及び公立保育園全園で受け入れをしており、3歳未満児は、上高井保育園、やすらぎ保育園、マリアこども園、山びこ幼稚園、ことりのいえ、須坂千曲保育園で受け入れをしています。

### <量の見込及び確保の方策>

#### 預かり保育(幼稚園)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
① 量の見込み (年間延べ利用児童数)	5,329人	5,164人	5,164人	5,122人	5,040人
② 確保の内容	5,329人	5,164人	5,164人	5,122人	5,040人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

#### 預かり保育(幼稚園以外)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
① 量の見込み (年間延べ利用児童数)	1,544人	1,640人	1,696人	1,747人	1,780人
② 確保の内容	1,544人	1,640人	1,696人	1,747人	1,780人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

#### ●量の見込みの計算方法

預かり保育(幼稚園):1号認定の推計入所児童数に、預かり保育利用率を乗じて算出しました。

預かり保育(幼稚園以外):保育所等に通わない0~2歳の推計児童数(人口推計に

よる子どもの人数と推計入所児童数の差)に、預かり保育(幼稚園以外)利用率を乗じて算出しました。

《課題・今後の展開》

できる限り家庭で保育したいと思っている保護者への支援サービスとして柔軟に対応しながら、引き続き実施していきます。

希望する日に予約が取りづらいとの声もあり、実施施設の拡充が課題となっています。受け皿の拡充に向けて保育現場との調整を図ってまいります。

幼稚園・認定こども園での預かり保育は、教育時間外や長期休暇の利用に対応して実施しています。アンケートでは 15.5%の保護者が預かり保育を利用したいと回答しており、引き続き必要なニーズに対応できるよう働きかけてまいります。

(10) こども誰でも通園制度 (乳児等通園支援事業)

担当:子ども課

＜事業の概要＞

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」が 2026 年度に創設されます。

＜量の見込及び確保の方策＞

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
① 量の推計	10人	10人	10人	10人	10人
0歳児	2人	2人	2人	2人	2人
1歳児	4人	4人	4人	4人	4人
2歳児	4人	4人	4人	4人	4人
② 確保の内容	15人	15人	15人	15人	15人
0歳児	7人	7人	7人	7人	7人
1歳児	4人	4人	4人	4人	4人
2歳児	4人	4人	4人	4人	4人

●量の推計 (月あたり)

推計年齢別人口 - 保育所入所児童数 = 量の推計

●確保の内容 必要定員数 = 2026年1月現在の未就園児童数 × 10時間(月) ÷ 176時間

《課題・今後の展開》

2026年度制度の本格実施に向けて、利用者の利用可能枠の設定や保育人材の確保、一時預かり事業との関係などを検討していく必要があります。

## (11) 時間外保育事業

担当：子ども課

### <事業の概要>

認可保育園、認定こども園等において、保育標準時間として提供される11時間(7時30分～18時30分)の保育時間を超えて延長して保育を行う事業です。

### <取り組み実施状況>

公立保育園2園、私立保育園4園で実施しています。

### <量の見込及び確保の方策>

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
① 量の見込み (年間利用児童数)	384人	378人	379人	377人	373人
② 確保の内容	384人	378人	379人	377人	373人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

### ●量の見込みの計算方法

2号・3号認定の推計入所児童数に延長保育利用率を乗じて算出しました。

### ≪課題・今後の展開≫

勤務時間の多様化や女性の社会進出などにより通常の利用時間を超えた保育需要に対応するため現状の延長時間帯を継続したまま保育を実施していきます。

## (12) 病児・病後児保育事業

担当：子ども課

### <事業の概要>

病児保育は、児童が「病気の回復期に至らないが、当面の症状の急変が認められない場合」、病後児保育は、「病気の回復期にあり、集団保育が適当でない場合」に、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な期間、病院・保育園等に付設された専用スペース等において一時的に保育する事業です。

### <取り組み実施状況>

① 須坂市に居住し、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校に通園・通学している生後6か月以上の児童が対象になります。

ア 実施施設： さかた山風の子保育園(病後児)(未就学児対象)

やすらぎ病児保育園(病児・病後児)(小学6年生まで対象)

イ 定員： 1日4名(さかた山風の子保育園)・1日6名(やすらぎ病児保育園)

ウ 利用料金： 無料

エ その他：市へ事前登録

② 長野地域連携中枢都市圏事業において、圏内の施設を相互利用ができるように実施し

ています。

ア 広域利用実施施設

長野松代総合病院	病児保育室『バオバブのおうち』(長野市)
長野赤十字病院	病後児保育室『ゆりかご』(長野市)
長野篠ノ井総合病院	病児保育室『あいあい』(長野市)
長野市民病院	病後児保育室『ベビーハウスたんぼぼ』(長野市)
千曲中央病院	病児・病後児保育施設『あぷりこっこ』(千曲市)
飯綱町	病後児保育室『はぐくみ』(飯綱町)

<量の見込及び確保の方策>

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
① 量の見込み(延べ人数)	693人	691人	688人	685人	681人
② 確保の内容	2,430人	2,430人	2,430人	2,430人	2,430人
②-①	1,737人	1,739人	1,742人	1,745人	1,749人

- 量の見込み 実施保育園2園での過去2年間の利用実績を参考に今後見込まれる必要児童数及び人口推計を考慮し数値を算出しました。
- 確保の内容 10人/日(実施保育園2園の合算)×年間開所予定日数(243日)を乗じた数で算出しました。

≪課題・今後の展開≫

保護者が安心して子どもを預け、仕事をするためには必要な事業であるため、引き続き関係機関と協議しながら実施してまいります。

(13) 休日保育事業

担当：子ども課

<事業の概要>

日曜日・祝日に、保護者の勤務などにより、家庭において保育を受けることが一時的に困難となったお子さんを、預かる事業です。

<取り組み実施状況>

やすらぎ保育園1園で実施しています。

他園に通園する児童でも休日保育の登録をすれば利用ができます。

利用者数は徐々に増加傾向であり、2024年度は450人の利用見込みになっています。

≪課題・今後の展開≫

勤務形態の多様化などにより休日の保育需要は高まっています。実施園であるやすらぎ保育園と連携を取りながら実施してまいります。

## (14) ファミリー・サポート・センター事業

担当：子ども課

### <事業の概要>

子育ての手助けが欲しい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)に会員登録していただき、保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後の預かり、病児・病後児の預かりその他の多様化する子育て世帯のニーズに対応し、子育てのサポート等を提供する相互援助活動を促進します。

### <量の見込及び確保の方策>

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
① 量の見込み(人日)	873 人日	860 人日	843 人日	828 人日	817 人日
② 確保の内容	873 人日	860 人日	843 人日	828 人日	817 人日
②-①	0 人日				

#### ●量の見込みの計算方法

2021年度から2023年度までの過去3年間の依頼実績件数と、0歳～12歳までの人口の推移から児童1人あたりの事業利用件数の平均値を算出(年 0.1865 件/人)し、2025年度以降の0歳～12歳までの人口推計を乗じました。

### <取り組み実施状況>

依頼会員は年々増加傾向にあるが、サービスの受け皿となっている提供会員は増えていない。

### ≪課題・今後の展開≫

利用者の声や意向を把握し、幅広い市民ニーズに対応できる体制づくりを進めるとともに、子育てを終えた世代など提供会員の新規開拓を図ります。また、病児・緊急対応強化事業についても検討します。

## (15) 放課後児童健全育成事業

担当：学校教育課

### <事業の概要>

放課後児童クラブ事業として、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、適切な遊び及び生活の場を提供し健全育成を図る事業です。平日の放課後の他、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

### <取り組み実施状況>

#### ① 地域児童クラブの運営

小学校区域単位(11か所)で実施しています。

#### ② 放課後児童健全育成事業委託

学童保育どんぐりクラブ・やすらぎ児童クラブに放課後児童健全育成事業を委託して

います。

<量の見込及び確保の方策> 計算方法:①×年間平均利用率=②

ア 地域児童クラブ

東部地域児童クラブ(東部児童センター) (須坂小学校区)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
① 登録児童見込数	71人	66人	63人	61人	61人
小学校1年生	16人	9人	13人	15人	15人
小学校2年生	18人	14人	9人	11人	13人
小学校3年生	14人	20人	15人	9人	12人
小学校4年生	12人	11人	15人	12人	7人
小学校5年生	6人	7人	6人	9人	7人
小学校6年生	5人	5人	5人	5人	7人
② 利用見込数	36人	33人	32人	31人	31人
③ 確保の内容	80人	80人	80人	80人	80人
③-②	44人	47人	48人	49人	49人

※2021~2023年度の年間平均利用率 50.6%

南部地域児童クラブ(南部児童センター) (小山小学校区)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
① 登録児童見込数	95人	94人	93人	96人	98人
小学校1年生	18人	23人	24人	25人	24人
小学校2年生	28人	20人	24人	27人	28人
小学校3年生	19人	21人	15人	18人	20人
小学校4年生	14人	15人	16人	11人	13人
小学校5年生	12人	10人	10人	11人	8人
小学校6年生	4人	5人	4人	4人	5人
② 利用見込数	45人	45人	44人	46人	47人
③ 確保の内容	80人	80人	80人	80人	80人
③-②	35人	35人	36人	34人	33人

※2021~2023年度の年間平均利用率 47.7%

森上地域児童クラブ(森上小学校区)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
① 登録児童見込数	72人	71人	71人	73人	72人
小学校1年生	24人	18人	21人	19人	16人
小学校2年生	14人	24人	18人	21人	20人
小学校3年生	13人	11人	18人	14人	17人

小学校4年生	9人	8人	6人	12人	9人
小学校5年生	8人	5人	5人	4人	8人
小学校6年生	4人	5人	3人	3人	2人
② 利用見込数	40人	39人	39人	40人	40人
③ 確保の内容	79人	79人	79人	79人	79人
③-②	39人	40人	40人	39人	39人

※2021～2023年度の年間平均利用率 55.0%

日滝地域児童クラブ(日滝小学校区)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
① 登録児童見込数	80人	78人	70人	70人	67人
小学校1年生	23人	21人	14人	20人	19人
小学校2年生	22人	24人	21人	16人	20人
小学校3年生	19人	17人	19人	18人	12人
小学校4年生	7人	9人	8人	9人	8人
小学校5年生	7人	5人	6人	5人	6人
小学校6年生	2人	2人	2人	2人	2人
② 利用見込数	44人	43人	38人	38人	37人
③ 確保の内容	79人	79人	79人	79人	79人
③-②	35人	36人	41人	41人	42人

※2021～2023年度の年間平均利用率 54.7%

豊洲地域児童クラブ(豊洲小学校区)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
① 登録児童見込数	36人	34人	31人	28人	28人
小学校1年生	8人	8人	8人	4人	7人
小学校2年生	8人	9人	8人	8人	4人
小学校3年生	7人	6人	6人	6人	7人
小学校4年生	5人	5人	4人	5人	5人
小学校5年生	5人	3人	3人	3人	3人
小学校6年生	3人	3人	2人	2人	2人
② 利用見込数	24人	23人	21人	19人	19人
③ 確保の内容	89人	89人	89人	89人	89人
③-②	65人	66人	68人	70人	70人

※2021～2023年度の年間平均利用率 66.4%

## 井上地域児童クラブ(井上小学校区)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
① 登録児童見込数	93人	96人	93人	98人	91人
小学校1年生	23人	29人	22人	33人	14人
小学校2年生	23人	21人	26人	19人	31人
小学校3年生	20人	19人	18人	23人	18人
小学校4年生	15人	14人	14人	12人	17人
小学校5年生	6人	6人	6人	5人	5人
小学校6年生	6人	7人	7人	6人	6人
② 利用見込数	64人	66人	64人	67人	62人
③ 確保の内容	96人	96人	96人	96人	96人
③-②	32人	30人	32人	29人	34人

※2021～2023年度の年間平均利用率 68.3%

特記事項:井上地域児童クラブについては、登録率が上昇しており、2021～2024年8月末現在で最大の登録率が43.9%、2028年度には登録児童見込数が108人となります。利用率も最大値で85.4%であり、確保の内容96人のところ、利用見込数92人の予定です。上記の地域では、宅地開発が進み利用見込数が大きく増加する可能性があるため、利用定員を上回る2028年度に向け施設整備を行う予定です。

## 日野地域児童クラブ(日野小学校区)

	2025年度		2026年度		2027年度	
	クラブ	クラブ	クラブ	クラブ	クラブ	クラブ
	1	2	1	2	1	2
① 登録児童見込数	69人	56人	69人	55人	56人	57人
小学校1年生	37人	0人	31人	0人	24人	0人
小学校2年生	32人	0人	38人	0人	32人	0人
小学校3年生	0人	25人	0人	27人	0人	30人
小学校4年生	0人	18人	0人	17人	0人	18人
小学校5年生	0人	10人	0人	9人	0人	8人
小学校6年生	0人	3人	0人	2人	0人	1人
② 利用見込数	44人	29人	44人	28人	36人	29人
③ 確保の内容	106人	58人	106人	58人	106人	58人
③-②	62人	29人	62人	30人	70人	29人

	2028年度		2029年度	
	クラブ	クラブ	クラブ	クラブ
	1	2	1	2
① 登録児童見込数	59人	58人	60人	57人
小学校1年生	35人	0人	25人	0人
小学校2年生	24人	0人	35人	0人

小学校3年生	0人	26人	0人	22人
小学校4年生	0人	22人	0人	20人
小学校5年生	0人	9人	0人	12人
小学校6年生	0人	1人	0人	3人
② 利用見込数	38人	30人	39人	29人
③ 確保の内容	106人	58人	106人	58人
③-②	68人	28人	67人	29人

※2021～2023 年度の年間平均利用率 64.2%(日野地域児童クラブ1)

※2021～2023 年度の年間平均利用率 51.5%(日野地域児童クラブ2)

高甫地域児童クラブ(高甫小学校区)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
① 登録児童見込数	41人	42人	38人	38人	35人
小学校1年生	8人	12人	8人	8人	7人
小学校2年生	7人	8人	11人	8人	8人
小学校3年生	10人	5人	6人	9人	6人
小学校4年生	5人	7人	4人	5人	7人
小学校5年生	7人	4人	6人	3人	4人
小学校6年生	4人	6人	3人	5人	3人
② 利用見込数	26人	27人	24人	24人	23人
③ 確保の内容	47人	47人	47人	47人	47人
③-②	21人	20人	23人	23人	24人

※2021～2023 年度の年間平均利用率 64.4%

北部地域児童クラブ(北部児童センター) (旭ヶ丘小学校区)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
① 登録児童見込数	46人	45人	44人	42人	38人
小学校1年生	13人	14人	8人	11人	10人
小学校2年生	13人	12人	14人	8人	10人
小学校3年生	11人	10人	11人	12人	6人
小学校4年生	6人	6人	7人	7人	8人
小学校5年生	2人	2人	3人	3人	3人
小学校6年生	1人	1人	1人	1人	1人
② 利用見込数	24人	24人	23人	22人	20人
③ 確保の内容	80人	80人	80人	80人	80人
③-②	56人	56人	57人	58人	60人

※2021～2023 年度の年間平均利用率 52.4%

仁礼地域児童クラブ(仁礼小学校区)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
① 登録児童見込数	55人	51人	49人	43人	40人
小学校1年生	12人	10人	11人	8人	8人
小学校2年生	12人	13人	10人	11人	9人
小学校3年生	12人	11人	13人	10人	11人
小学校4年生	12人	8人	8人	8人	6人
小学校5年生	4人	6人	4人	4人	4人
小学校6年生	3人	3人	3人	2人	2人
② 利用見込数	33人	31人	30人	26人	24人
③ 確保の内容	137人	137人	137人	137人	137人
③-②	104人	106人	107人	111人	113人

※2021~2023年度の年間平均利用率 60.8%

豊丘地域児童クラブ(豊丘小学校区)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
① 登録児童見込数	11人	10人	10人	9人	8人
小学校1年生	2人	2人	3人	2人	3人
小学校2年生	2人	2人	3人	3人	2人
小学校3年生	4人	1人	1人	2人	1人
小学校4年生	2人	3人	1人	1人	1人
小学校5年生	1人	2人	2人	1人	1人
小学校6年生	0人	0人	0人	0人	0人
② 利用見込数	8人	7人	7人	6人	5人
③ 確保の内容	46人	46人	46人	46人	46人
③-②	38人	39人	39人	40人	41人

※2021~2023年度の年間平均利用率 69.2%

イ 放課後児童健全育成事業委託

学童保育どんぐりクラブ(全小学校区)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
① 登録児童見込数	40人	40人	40人	40人	40人
小学校1年生	13人	13人	13人	13人	13人
小学校2年生	10人	10人	10人	10人	10人
小学校3年生	8人	8人	8人	8人	8人
小学校4年生	5人	5人	5人	5人	5人

	小学校5年生	2人	2人	2人	2人	2人
	小学校6年生	2人	2人	2人	2人	2人
②	利用見込数	40人	40人	40人	40人	40人
③	確保の内容	40人	40人	40人	40人	40人
	③-②	0人	0人	0人	0人	0人

やすらぎ児童クラブ(全小学校区)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	
①	登録児童見込数	40人	40人	40人	40人	40人
	小学校1年生	13人	13人	13人	13人	13人
	小学校2年生	10人	10人	10人	10人	10人
	小学校3年生	8人	8人	8人	8人	8人
	小学校4年生	5人	5人	5人	5人	5人
	小学校5年生	2人	2人	2人	2人	2人
	小学校6年生	2人	2人	2人	2人	2人
②	利用見込数	40人	40人	40人	40人	40人
③	確保の内容	40人	40人	40人	40人	40人
	③-②	0人	0人	0人	0人	0人

《課題・今後の展開》

家庭の状況や保護者の働き方の多様化により、放課後児童クラブの利用希望が増加しています。利用条件の見直しや開所時間の変更などの対応が必要となってくると考えられますが、定員に近い登録者数の児童クラブは利用者の増加に施設として対応できないため、各児童クラブの状況を把握し検討していく予定です。

## 基本目標 2

# 子どもの健やかな育ちを支える環境の整備

### < 目的 >

幼児期は、情緒的な安定や他者への信頼感の醸成、また、集団生活等により社会性を身に付け、豊かな感性、好奇心、探究心や思考力が養われる重要な時期です。

本市ではこの重要な時期の、子どもの健やかな育ちを支えるため、家庭・地域・企業と連携を図り、多様な関わりによる豊かな体験機会を提供するとともに、保育の専門性の向上、施設設備の良質な環境の確保、発達段階に応じた教育・保育の提供を目指します。

また、保育士、幼稚園教諭や教職員が教育・保育に対しての相互理解を深めるため「幼保小連携」をそれぞれの立場で積極的に連携・実施し、児童が幼稚園・保育所等から小学校生活へのスムーズな繋ぎを継続して推進します。

### (1) 幼児期の教育・保育の安定した提供

#### 【1】 幼児期の教育・保育の提供体制の確保

担当：子ども課

#### < 事業の概要 >

安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズの適切な把握に努め、関係機関等と連携し保育人材を確保するとともに、幼稚園、保育所及び認定こども園の適正な利用定員の確保が必要です。

#### < 量の見込及び確保の方策 >

##### ① 1号認定(満3歳から5歳児 教育のみ)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
① 量の見込み(利用児童数)	196人	185人	178人	178人	178人
② 確保の内容					
認定こども園・幼稚園	181人	175人	168人	168人	168人
②-①	▲15人	▲10人	▲10人	▲10人	▲10人

#### ●量の見込みの計算方法

・2025年度は実績値です。

・ $(3歳児から5歳児までの推計利用児童数 \times 入所率) - (2号認定推計利用児童数) = 1号認定推計利用児童数 \times 潜在的ニーズの係数(1.52 \sim 1.47)$

#### ●確保の内容の計算方法

・2025年度実績：マリア 33、双葉 90、山びこ 45、泉園 13

・2026年度計画：マリア 33、双葉 90、山びこ 45、泉園 7

・2027年度～2029年度：マリア 33、双葉 90、山びこ 45、泉園 0(休園予定)

●確保の課題及び方策

・教育需要(1号認定)のニーズが推計より高く(2025年度は1.52倍)であり、今後について潜在的ニーズや区域外の幼稚園や認定こども園のニーズも一定数(10人前後)いるため区域内の供給量は毎年度一定数のマイナス(②-①)を見込みました。

・全国や長野県内の動向は1号認定の定員充足率が低い傾向です。しかし、区域内の認定こども園の特色ある取組みが保護者に評価され1号認定枠は定員充足率が100%に近い状況です。

② 2号認定(3歳児から5歳児 保育の必要性あり)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み(利用児童数)	879人	849人	847人	840人	830人
②確保の内容					
認定こども園・保育園	886人	886人	886人	886人	886人
地域型保育事業 ※		0人	0人	0人	0人
②-①	7人	37人	39人	46人	56人

※ 令和8年4月から導入される満三歳以上限定小規模保育事業の創設されることによる確保の内容の追加。

2号認定については、計画で定めた「必要利用定員総数」に達しているため「満三歳以上限定小規模保育事業」については、受給バランスを注視しつつ、設置の適否を検討する。

●量の見込みの計算方法

① 人口推計による子どもの人数から②で算出した数を減じて算出しました。

② 人口推計による子どもの人数に2号認定の入所率を乗じて算出しました。

3～5歳児の1・2号認定児童数は、現在の利用率(99%)がそのまま移行しますが、人口推計により3～5歳児の子ども的人数が減少していくため、見込み量は少しずつ減少していくと推計しました。

●確保の内容の計算方法

利用定員に稼働率を乗じて算出しました。

③ 3号認定(0歳児から2歳児 保育の必要性あり)

【0歳児】

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
① 量の見込み(利用児童数)	106人	109人	110人	111人	111人
② 確保の内容					
区分	認定こども園・保育園	109人	109人	109人	109人
	地域型保育事業	2人	2人	2人	2人
②-①	5人	2人	1人	0人	0人

※地域型保育事業とは小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育施設

【1・2歳児】

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み(利用児童数)		422人	426人	431人	429人	426人
	1歳児	204人	205人	212人	209人	208人
	2歳児	218人	221人	219人	220人	218人
②確保の内容		439人	439人	439人	439人	439人
区分	認定こども園・保育園	431人	431人	431人	431人	431人
	地域型保育事業	8人	8人	8人	8人	8人
②-①		17人	13人	8人	10人	13人

●量の見込みの計算方法

人口推計による子どもの人数に0歳児、1歳児、2歳児ごとの入所率を乗じて算出しました。人口推計により0～2歳児の子どもの人数は減少傾向となりますが、保育の利用率は一定程度の割合で上昇するものと推計しました。

●確保の内容の計算方法：利用定員に稼働率を乗じて算出しました。

≪課題・今後の展開≫

- ① 保育ニーズの高まりから、2024年度に実施した保育の必要性(就労)の基準を80時間から64時間へ緩和し、2歳児の育休退園制度を解消しました。2歳児以外の育休退園制度については、今後の社会状況の変化と受入状況の変化に応じて柔軟に対応してまいります。
- ② 保育ニーズに対応した教育・保育施設の整備を必要に応じ実施してまいります。
- ③ 児童人口は減少局面にあるものの、核家族化の進行や就労形態の多様化に伴い、特に3歳未満児の保育需要は高まっています。このため、保育の「量の見込み(ニーズ量)」は当面の間、横ばいで推移すると予測されます。
- ④ 将来にわたり持続可能な保育提供体制を確保するためには、地域全体の需給動向を注視しつつ、公立・私立の適切な役割分担と連携が不可欠です。
- ⑤ 私立園の課題である施設の老朽化に加え、児童福祉施設や教育施設の枠組みを超えた多機能化を模索するなど、経営基盤の強化と少子化対策へ対応した特色のある取り組みを市は支援します。
- ⑥ 公立園が担うべき役割や機能について自己評価・検証を行います。あわせて、少子化や保育ニーズの多様化に対応した最適な園数や定員のあり方を協議するため、市は検討会を設置します。

【2】産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設の円滑な利用の確保

担当：健康づくり課・子ども課

<事業の概要>

産前・産後休業及び育児休業中の保護者に対し、様々な機会を通じて教育・保育施設の利用に関する情報提供及び相談支援を行うとともに、産休・育休明け入所予約により安心して

育児休業を取得できるようにし、職場復帰への不安を解消します。

#### <取り組み実施状況>

- ① 産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて認定こども園、幼稚園、保育園または、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供や相談支援を行っています。
- 提供する情報:妊産婦時期から未満児保育時期に係る各種子育て支援サービスに関すること
- 提供窓口:母子健康手帳交付時、保健センター、子育て支援センター、マタニティーセミナー等妊産婦対象講座開催時

#### <<課題・今後の展開>>

0歳児の子どもの保護者が、保育園等の入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げている状況もあることから、施設整備の確実な推進により0歳児受入れ体制を確立します。

### 【3】教育・保育の一体的提供の推進

担当課:学校教育課・子ども課

#### <事業の概要>

認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携や認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携を推進するため各種事業を実施します。

#### <取り組み実施状況>

- ① 認定こども園は、幼稚園及び保育園の機能を併せ持った施設であり、保護者の就労状況及びその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができることについて、保護者に周知しています。
- ② 教育・保育の質の向上(園小連携の推進)
  - ア 認定こども園、幼稚園や保育園と小学校が子どもの実態や教育内容についての相互理解を深めるため、「園小連携推進会議」を実施しています。
  - イ 児童一人ひとりの心身の健康と発達に関する情報を認定こども園、幼稚園や保育園と小学校が情報共有し、児童の成長を促すよりよい連携体制を実施しています。
- ③ 保護者の選択保障のための、幼稚園の利用希望等の確保の方策
  - ア 保護者に対して、広報須坂で保育園、幼稚園、認定こども園の入園について情報を提供しています。
  - イ 須坂市子育てガイド「S\*Kids」では幼児教育・保育施設の情報を掲載し、保護者への情報提供を行っています。
- ④ 「インクルーシブ教育・保育」の推進  
特別な支援が必要な児童に対して、加配保育士等を配置するなど、きめ細やかな支援

を継続するとともに、障がいの有無や国籍の違いなどにかかわらず、どんな背景を持った子どもも受け入れる「インクルーシブ教育・保育」を推進しています。

#### ⑤ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

保育の必要性の認定を受けた3歳以上児及び3歳未満児で住民税非課税世帯の子どもが幼稚園(新制度未移行)、預かり保育事業、認可外保育施設等(認可外保育施設・一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター)などを利用した場合に幼児教育・保育の無償化相当額を給付する事業です。

各施設と連携を図るとともに、制度や給付を受けるための手続き等の周知に努め、制度に則って公平、適正な給付を実施します。

#### ≪課題・今後の展開≫

引き続き、各種事業を実施していきます。

### 【4】教育・保育人材の確保と職業観の早期醸成

担当課：子ども課

#### ＜事業の概要＞

国の配置基準の緩和や配慮の必要な子どもへの対応等のための保育士等の加配など、保育士がこれまで以上に必要とされています。このような中、適切な保育士数を配置できないケースも生じており、保育士の確保対策が必要と考えています。また、中学生や高校生などの教育・保育分野の職業が就職や勉学の選択肢となるように教育・保育分野への興味をもってもらう活動も必要です。

#### ＜取り組み実施状況＞

- ① 認定こども園、保育園等では小中学生、高校生の職場体験を積極的に受け入れていきます。
- ② 養成校や大学などからの実習生を積極的に受け入れていきます。
- ③ 高校などの学校の要請に応じて、職員や保育士が出前講座などを行っています。
- ④ 人材確保のため、合同就職説明会や養成校や大学へのPRなどを実施しています。

#### ≪課題・今後の展開≫

引き続き各種事業を実施してまいります。また、須崎市就業支援センター(無料職業紹介所)と連携し、市内私立園の求人について市が紹介・あっせんを実施する体制を整備します。

### 【5】実費徴収に係る補足給付を行う事業

担当課：子ども課

#### ＜事業の概要＞

低所得世帯等の子どもが、特定教育・保育等を受けた場合に、実費徴収をされている食事の提供に要する費用等について、費用の一部を補助する事業です。

<取り組み実施状況>

私立幼稚園に通う子どもに係る副食材料費分の補助を実施しています。

<量の見込及び確保の方策>

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
① 量の見込み(利用児童数)	8人	8人	8人	8人	8人
② 確保の内容	8人	8人	8人	8人	8人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

●量の見込みの計算方法

2022年度から2024年度の実績に基づき算出しました。

≪課題・今後の展開≫

国の指針等に基づき引き続き取り組んでまいります。

(2) 子どもの健やかな育ちのため食育の推進

担当課:子ども課・学校教育課・健康づくり課・学校給食センター

<事業の概要>

食を通じて、妊娠期から親子や家族、地域との関わりを深め、子ども一人ひとりの”食べる力”を豊かに育むとともに、健やかな心と身体の発達を促すことをねらいとして食育を推進します。

<取り組み実施状況>

- ① 乳幼児期からの望ましい食習慣を身に着けることは、子どもの心身の健やかな育ちに重要です。家庭での食事が食習慣を身に着ける基礎であり、保護者が発達段階に応じた食に関する理解が得られるよう、栄養士による食事相談や離乳食講座、給食レシピの紹介、給食サンプル展示等、学習の機会や情報の提供を実施しています。
- ② 保育園では、給食の提供を通して、一緒に食べると楽しいを味わい、子どもが「食」に対する興味や関心を持てるよう、栄養士による食育指導、地域食材を使った給食の提供、栽培活動等を実施し、自分から何でも食べようとする意欲が育つよう、食育活動に取り組んでいます。
- ③ 子どもが自ら調理を体験し食への興味や関心を広げるきっかけとするため、親や祖父母とともに食事を準備し、一緒に楽しんで食べる調理体験を保育園、児童センター等で開催します。また、食育ボランティア団体と連携しながら、伝統食や郷土料理の調理体験を通じて食文化についての理解を深める取り組みを行います。
- ④ 地域の生産者と連携をとり指導・支援を受けながら、保育園内や地元農業サークル等の畑で地域食材や伝統野菜の栽培・収穫体験を行い、収穫した野菜等の食材を給食に活用したりすることで、自然や食物への関心を深めるとともに、生産者との交流を図って

います。

- ⑤ 子どもの発達に合わせた切れ目ない食育を推進するために、家庭・地域・学校などが連携して「食育の推進」に取り組むために食育リーフレットを活用しています。また、第4期須坂市食育推進基本計画の基本理念を目指し「早ね 早おき 朝ごはん」を合言葉に、「朝ごはんをしっかりと食べよう」「生活リズムを整えよう」「一緒に食べよう」を具体的な啓発内容として取り組んでいます。
- ⑥ 学校給食センターでは、食に関する児童生徒の自己管理能力の育成を目指し、健康で生きるための「食」を学び実践につなげるために「食に関する指導の全体計画」を定め、栄養教諭による各学校での食育授業等を計画的に実施しています。また、毎日の給食に合わせて発信している「給食センターだより」を各学校で活用することにより、「食」に対する興味・関心・知識を深め、学校給食が「生きた教材」となるように実施しています。また、市のホームページ、ケーブルテレビなどのメディアを通じ、家庭や地域へ啓発活動を行っています。

#### ≪課題・今後の展開≫

- ① 家庭を最も大切な食育の場として、家庭や関係機関等がお互いの役割を確認し、連携しながら家庭に食育を啓発していきます。
- ② 核家族化やライフスタイルの多様化が進む中で、食べることだけにとらわれず、食事の買い物、料理、片づけ、栽培等食に関係する事ながらを家族や友人と一緒に楽しむことを共食と捉えた啓発活動を行います。
- ③ 朝食摂取と生活リズムの関係が深いことから引き続き「早ね早起き朝ごはん」を推進します。保護者の勤務体制等の事情に関らず、全ての子どもが朝食をとれるよう、関係機関と連携を図ります。
- ④ 料理を負担に思う保護者もいることから、妊娠期から各ライフステージに応じ、手軽な材料をうまく活用した調理方法を啓発します。
- ⑤ 地域の食材や特性を生かした食文化が継承されるように、伝統食や郷土料理などを知る機会を設けます。
- ⑥ 引き続き、保育園では、保育士、調理員、栄養士等がそれぞれの専門性により連携し、保育における全ての活動に「食育」の視点を持って取り組み、食への理解を深め、食べる意欲を育てます。

### (3) 子どもの心を育む豊かな体験活動の充実

担当課：子ども課・学校教育課・まちづくり課

#### <事業の概要>

豊かな経験を提供し、子どもの心を育む豊かな体験活動を通じ、子どもたちの育ちを支援します。

#### <取り組み実施状況>

- ① 子育て支援センター・児童センターにおいて、子どもの心身の発達を促すため、体操や

リズム遊び、読み聞かせ、音楽鑑賞などの各種講座を行っています。

- ② 絵本を介した子どもへの言葉かけやスキンシップなどを促し、子どもの心を育てるとともに親子の心のふれあいを支援するため、ブックスタート事業を実施しています。
- ③ 幼稚園・保育園等での異年齢の子どもとの交流により、子ども同士の関わりを広げ、憧れやいたわりの気持ちを醸成します。
- ④ 遠足などの園外活動を行うことでより豊かな自然環境に触れ、地域の公共施設の利用や、地域で働き、暮らす人々との出会いを通して、園とは異なる場所の使い方やきまりを知り、他人に配慮する等、社会生活の基礎が身につけられるようになります。
- ⑤ 幼稚園・保育園等では、社会的伝統的行事を取り入れ、子どもが伝統文化の良さに触れたり、社会行事の意味を知ることによって地域に目を向け、感謝する気持ちを育てます。
- ⑥ 遊びの中で英語に親しむことで、子どもの好奇心を刺激するとともに小学校教育で行われる英語教育につなげます。
- ⑦ 信州の豊かな自然環境や地域資源を積極的に活用した、室外での多様な体験活動を基軸とする「信州型自然保育(信州やまほいく)」に取り組んでいます。
- ⑧ 明るく楽しい家庭づくりを推進するため、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、市内在住の小・中学生から「家庭の日」に関する作文・ポスターを募集し、表彰や展示等を行い、家庭や地域に啓発活動を行っています。
- ⑨ 臥竜公園などの都市公園は子ども連れで遊べる施設であるとともに、憩いや交流の場となっていますが、ベンチ、遊具等の経年劣化がみられます。そこで、市は都市公園内の遊具等施設の維持管理と計画的な改修及び更新を行っています。
- ⑩ 各町で維持管理している公園や広場は、地域の子育て世帯や子どもたちが集う場であり各町が児童遊具の整備に要する経費に対し市は補助制度を実施しています。
- ⑪ S\*Kids や須坂市のホームページなどで都市公園などの子ども連れで遊べる施設を周知しています。

#### ≪課題・今後の展開≫

引き続き、各種事業を実施していきます。

## 基本目標 3

# 社会的支援の必要な子どもやその家庭への支援

### < 目的 >

関係機関が連携し、特別に支援を必要とする子ども及び家庭を早期に把握する体制を整え、総合的・継続的な支援を推進します。

### (1) 児童虐待防止対策の充実

担当：子ども課・学校教育課・健康づくり課・福祉課

#### 【1】 こども家庭センターにおける包括的支援

##### < 事業の概要 >

こども家庭センターは、妊産婦や乳幼児の相談を受ける「子育て世代包括支援センター（母子保健機能）」と児童虐待や支援を必要とする子育て家庭の相談を受ける「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）」が一体となり、連携を強化し、全ての妊産婦、子育て家庭、子どもを対象に包括的な支援を推進します。

##### < 取り組み実施状況 >

#### ① 母子保健と児童福祉の連携調整（随時）

妊産婦・子どもに係る相談窓口が相互に情報共有しながら、連携支援が必要なケースについて対応します。

#### ② 合同ケース会議（月1回）を開催し、情報共有、特定妊婦の選定に関する協議、ケース検討・支援方針の決定をします。

##### ≪ 課題・今後の展開 ≫

- ① 複合化かつ複雑化しつつある子どもと家庭の多様な相談に対応していくために、母子保健と児童福祉がそれぞれの専門性を生かした一体的な支援を行い、相談体制の構築、関係機関との連携強化を図っていきます。
- ② 児童虐待予防の視点に立って、リスクが低いケースについても早めに情報共有し、支援ニーズを把握し、相談・サービス利用につなげていきます。
- ③ 必要に応じ要支援児童等にサポートプランを作成し、効果的な支援につなげていきます。
- ④ ヤングケアラーの現状の把握をするため、小中学校や関係機関と協力して調査等を実施してまいります。

#### 【2】 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

##### < 事業の概要 >

要保護児童対策調整機関のこども家庭センターの職員や要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関の専門性の強化及びその構成員の連携推進を図るとともに、児童虐待の発

生予防、早期発見・早期対応に資することを目的した事業です。

<取り組み実施状況>

① CAP研修(人権教育プログラム)

教職員ワークショップ、保護者ワークショップ、子どもワークショップを委託し講師やワークショップを開催しています。

参加する子どもは、自己肯定感を高め、人権感覚を養うため、保育園や幼稚園の年長クラスを対象に人権教育プログラムを導入し、大人に相談できることの重要性を学びます。

教職員、保護者は、暴力や権利の基礎知識、親子の関わりについて学びます。

② ケース記録や進行管理台帳の電子化等により、要保護児童等について、地域ネットワーク構成員における情報共有、事実確認、情報収集等を迅速かつ適切に行うためのシステムを導入し、運用しています。

※ CAPとは、Child Assault Prevention(子どもへの暴力防止)の略称で、子どもたちが、いじめ、痴漢、虐待、性暴力といった様々な暴力から自分を守るための人権教育プログラムのことです。

<<課題・今後の展開>>

① CAP 研修を継続し、子どもたちだけではなく、子どもの育ちに関わる教職員や保護者を含め子どもの人権意識や児童虐待などの知識を深めていきます。

② ケース記録や進行管理台帳の電子化の運用を進め、情報共有・管理化を行うことで効率的な相談支援業務に努めていきます。

(2) 要保護児童対策地域協議会

担当：子ども課・健康づくり課・福祉課・学校教育課

<事業の概要>

要保護児童対策地域協議会において、支援が必要な子ども・家庭に対し、情報共有を行い、迅速な支援を行うため関係機関が連携します。

<取り組み実施状況>

① 須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会

- |               |       |
|---------------|-------|
| ア 代表者会議       | 年1回開催 |
| イ 児童虐待実務担当者会議 | 年3回開催 |
| ウ 個別ケース検討会議   | 随時開催  |

② 具体的な内容

ア 須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会の活動を軸に、情報の共有と関係機関の連携を図り、組織的かつ専門的に対応しています。

イ 児童虐待を予防するため、母子健康手帳交付時や健診時、また、乳児家庭全戸訪問事業等母子保健事業や医療機関との連携を通じて、子どもの養育に不安を抱える家庭・虐待リスクを早期に把握するとともに、特に支援が必要な家庭については、養

育支援訪問事業等を利用し、適切な支援に繋がっています。

ウ 児童相談所等の専門機関や地域の関係者と連携し、被虐待児童及びその家庭に寄り添い、家族の絆の回復と自立への支援を行っています。

エ 子どもや保護者に接する機会の多い保育園や子育て支援センター等の職員については、専門研修受講による資質向上を行っています。

オ 広報誌・啓発チラシ・ポスター等による児童虐待防止の広報・啓発を行っています。

#### 《課題・今後の展開》

- ① 要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性の強化のため資質向上を図っていきます。
- ② 関係機関の連携強化や地域住民への周知を図っていきます。

### (3) 家庭支援事業

担当：子ども課・健康づくり課

#### 【1】 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

##### ＜事業の概要＞

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

##### ＜量の見込及び確保の方策＞

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	210人日 (4人/週)	260人日 (5人/週)	310人日 (6人/週)	360人日 (7人/週)	420人日 (8人/週)
確保の内容	実施事業者と連携し、当該家庭の適切な養育の実施を確保に努めます。				

#### 《課題・今後の展開》

委託先事業所として、事業実績のある介護や福祉サービス事業所等を想定しており、家庭の状況に応じ、家事・育児についての支援ニーズに対応できるよう体制整備を図っていきます。

#### 【2】 養育支援訪問事業

##### ＜事業の概要＞

育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安、孤立感等を抱える家庭又は虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対し、保健師等を派遣して専門的な助言・指導を行い、家事・育児を援助することで、安定した養育につながるよう支援をする事業です。

<取り組み実施状況>

- ① 保健師による専門的相談支援や、ヘルパーによる家事育児支援を行っています。
- ② 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)をはじめとした母子保健事業の実施及び医療機関との連携により把握した支援を必要とする乳幼児や妊婦等に対し、居宅訪問による支援(養育相談、育児・家事援助)を行っています。

<量の見込及び確保の方策>

これまでの育児・家事援助が、令和4年児童福祉法改正により新設された子育て世帯訪問支援事業に移行することに留意し、養育支援が要支援要保護の家庭への個別対応、虐待予防・早期発見という事業の性質上、量の見込みは行わず、適切な対応がとれる体制を構築してまいります。

≪課題・今後の展開≫

- ① 養育支援の必要な家庭の訪問、指導、助言等実施している内容を基本とし、専門的相談支援に特化させた事業を行っていくとともに、子育て世帯訪問支援事業とのすみわけなど、運用についても検討し実施していきます。関係機関との連携を密に行うことで、保護者の負担軽減と児童虐待等を未然に防ぐため必要な支援を行います。
- ② 保健師による専門的相談支援を行っていきます。
- ③ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)をはじめとした母子保健事業の実施及び医療機関との連携により把握した支援を必要とする乳幼児や妊婦等に対し、居宅訪問による支援を行っていきます。

【3】 子育て短期支援事業(子育て支援ショートステイ事業)

<事業の概要>

保護者が、疾病・疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育を行う事業です。

<取り組み実施状況>

児童養護施設等にショートステイ事業の委託をしています。

<量の見込及び確保の方策>

※子ども1泊あたり2日と表記する

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	180人日 (1.73泊(3.4日)/週)	186人日 (1.78泊(3.6日)/週)	180人日 (1.73泊(3.4日)/週)	180人日 (1.73泊(3.4日)/週)	180人日 (1.73泊(3.4日)/週)
確保の内容	180人日	186人日	180人日	180人日	180人日

	社会福祉法人 善光寺大本願福祉会 善光寺大本願乳児院(長野市)
	社会福祉法人 大勸進養育院 三帰寮(長野市)
	社会福祉法人 湖会 松代福祉寮(長野市)
	社会福祉法人 円福会 円福寺愛育園(長野市)
	社会福祉法人 八葉会 恵愛(千曲市)

《課題・今後の展開》

養育環境を確保し、地域で継続的な支援が受けられるように、今後の実績やニーズを把握しながら子どもや家庭への在宅支援の充実を図ります。

【4】 夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)

＜事業の概要＞

保護者の就労その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で平日の夜間もしくは休日に預かり、生活指導、食事の提供を行い、児童とその家庭の福祉の向上を図るための事業です。

＜取り組み実施状況＞

2026年度から児童養護施設等にトワイライトステイ事業の委託をしていきます。

【委託先】 児童養護施設など

＜量の見込及び確保の方策＞

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
延べ利用日数		50人日 (1人/週)	50人日 (1人/週)	50人日 (1人/週)	50人日 (1人/週)
確保の内容 (実施か所)		2か所	2か所	2か所	2か所
	実施施設と協議し、必要な家庭にサービスが提供できるように努めます。				

《課題・今後の展開》

養育環境を確保し、地域で継続的な支援が受けられるように、今後の実績やニーズを把握しながら子どもや家庭への在宅支援の充実を図ります。

【5】 親子関係形成支援事業

＜事業の概要＞

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施し、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

≪課題・今後の展開≫

事業実施に向けて検討してまいります。

【6】 地域子育て相談機関

＜事業の概要＞

地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター等)は、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業です。

一方、地域子育て相談機関は、こども家庭センターと連携・調整を行いながら、訪問などによる能動的な状況確認を行う「子育て世帯と継続につながるための工夫」を行う相談機関とされています。

≪課題・今後の展開≫

児童虐待防止など喫緊の課題に対応するため、地域子育て相談機関の設置を検討します。

(4) 特別な支援が必要な子どもへの支援の充実

担当課：子ども課・学校教育課・健康づくり課・福祉課

【1】 幼児期における支援

＜事業の概要＞

障がいのある子どもが必要な支援が受けられる体制やサービスの確保が必要です。また、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアの必要な障がいのある子どもが増えてきているため、関係機関が連携し、地域で安心して生活ができるよう環境を整備する必要があります。

＜取り組み実施状況＞

① 親子通園施設くれよんの運営

就学前の身体や知的障がいのある子どもや発達に支援を必要とする子どもが保護者とともに通所し、生活指導等やその保護者への相談等の支援を行うとともに、作業療法士等による支援を行います。

② すこやか相談事業の実施(利用者支援事業 再掲)

ア 子どものすこやかな発育、発達支援のため、5歳児になる年中児を対象に保育園・幼稚園等へ巡回相談を行います。また、子どもの発達が気になる場合は、特性に合わせた適切な支援とスムーズな就学につなげるために保育所、幼稚園、学校及び行政それぞれの関係機関が連携して相談、支援ができる体制の充実を図ります。

イ 発達障がいに関する正しい理解と対応のため保育士等を対象に講演会の開催や、発達が気になるお子さんと保護者支援のための小集団での教室を開催します。

③ 子どもの発達に関する専門相談の実施

ア ことばの発達について心配のある児童の早期発見と適切な支援のため「ことばの相談室」を実施します。

イ 育ちや発達の特性的な園児を対象に心理士による個別相談を実施します。

#### ④ 保育園などでの対応

ア 幼稚園・保育園・認定こども園においては、特別な支援を必要とする児童の受入れを行い、必要に応じて保育士等の加配配置などの支援を行っています。

イ 2022年度から公立保育園では高甫保育園を拠点園として医療的なケアの必要な児童を受入れています。

※ 医療的ケア 日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養等の医療行為のこと。

### 《課題・今後の展開》

- ① 障がいのある子どもに対し、ライフステージに応じた一貫した切れ目ない支援が行われるよう、医療・福祉・教育・行政関係等の連携体制の強化や、必要に応じた人材の確保と専門性や資質向上のための研修の充実など人材育成を図ります。
- ② 保育所保育士等を対象とした発達障がいに関する研修会を開催し、保育所等における発達支援を要する児童への対応力向上を図ります。
- ③ 発達障がいを専門に診察する医師が不足しているため、受診待ちや療育につながるまでに時間がかかっており、専門医の体制整備については、実情をふまえながら関係機関と連携していきます。

## 【2】小・中学校における支援

### ＜事業の概要＞

障がいのある児童・生徒も障がいのない児童・生徒も同じ場で共に学べるような環境整備を行うとともに、障がいのある児童・生徒の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場が、柔軟で連続性のあるものとなるよう整備を行っています。

また、全ての児童生徒に対する学びの場の確保や、SOS の早期発見等に係る支援を強化して、誰一人取り残されない学びの保障に向けた整備を行っています。

### ＜取り組み実施状況＞

#### ① 教育支援事業

心身に障がいのある幼児、児童・生徒の教育相談(就学相談)、教育支援を行っています。須坂市教育支援委員会では小・中・支援学校及び教育相談専門委員会より提出された資料を基に、就学に関し協議、判断を行い、当該児童の保護者の意向を確認しながら、適切な学びの場の選定についての支援を行っています。

#### ② 須坂支援学校の管理運営

「地域の子どもは地域で育てる」の理念の実現に向けて設立された、県内初の市立特別支援学校として、障がいのある子もない子も地域で共に育つための地域への理解啓発や環境づくり、また、須高地域全体の特別支援教育のセンター的機能の充実を図ることなど、教育環境整備事業等の管理運営を行っています。

### ③ 通級指導教室における支援

通常の学級に在籍しながら、障がいの状態に応じ、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導を行っています。発音に課題がある児童を対象とした「ことばの教室」が須坂小学校にあり、コミュニケーションの取り方や行動の仕方などに課題がある児童・生徒を対象とした、LD等通級指導教室「まなびの教室」が須坂小学校、墨坂中学校にあります。

### ④ 特別支援学級における支援

小学校・中学校には、特別支援学級が開設され、一人一人の教育的ニーズに応じて、少人数の学級編成で配慮された指導・支援により活動しています。

### ⑤ 児童生徒支援員の配置

特別支援学級や通常学級に在籍する支援を必要とする児童生徒に対し、児童生徒支援員を配置して、個々に寄り添ったきめ細かい支援と共に学ぶ環境への配慮を行っています。

### ⑥ 特別支援教育就学奨励費の支給

障がいに応じた特別の指導を受けている児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、教育の機会均等を図るため、特別支援教育就学奨励費を支給しています。

### ⑦ 教育支援センターの設置

不登校児童生徒を対象に、集団適応指導、学習指導、教育相談等、学校復帰に向けた支援だけでなく社会的自立に向けた支援を行うため教育支援センター(フレンドリールーム:相森中学校内)を設置しています。また教室に入りにくくなった児童生徒の学校内の居場所として、各学校における校内教育支援センターの設置を目指しています。

### ⑧ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置

小中学校にスクールカウンセラーを配置して、不登校や学校不適応等、悩みを抱える児童生徒や保護者とのカウンセリングを行い、安定した学校生活や家庭生活を送るための支援にあたります。

また、スクールソーシャルワーカーが各校のスクリーニング会議やケース会議、支援会議で助言やいじめ・不登校の改善に向けて家庭を支援します。

中学校では、心の教室相談員を配置し、生徒が気軽に話せ相談できる体制を整備しており、安定した学校生活を送れます。

### ⑨ 不登校児童生徒支援員等の配置

不登校児童生徒支援員やフレンドリールーム適応指導員を配置し、学校や家庭と連携しながら、不登校や学校を休みがちな児童生徒、学級に入れない児童生徒等の支援を行います。

### ⑩ 外国籍児童生徒支援員の配置

外国籍児童生徒支援員を配置し、日本語の読み書きが十分でない外国籍等の児童生徒の支援を行います。

### ⑪ 教育相談体制の構築

多様な相談に対応できるように指導主事や特別支援教育に係る教育支援コーディネーターを配置し、教育相談体制の充実を図っています。

≪課題・今後の展開≫

障がいや医療的な配慮が必要な児童・生徒が増えているため、必要に応じた人材の確保と専門性や資質向上のための研修の充実など人材育成と施設・設備の充実が課題です。(2024年から2025年に須坂支援学校を増築する予定。)

また、不登校児童生徒、外国籍児童生徒も増加傾向にあるため、必要に応じた人材の確保と専門性や資質向上のための研修の充実など人材育成と施設・設備の充実が課題です。

【3】須坂市、長野県による支援・サービス

＜事業の概要＞

① 「障害児福祉手当」の支給

日常生活において常時介護を必要とする重度の障がいのある子どもに対して、「障害児福祉手当」を支給します。

② 特別児童扶養手当の支給

児童の健やかな育ちを支援することを目的とした、特別児童扶養手当の支給を確実に実施します。

③ 「障害児通所支援」

児童福祉法による障がいがある子どもを対象とした福祉サービスの支給を決定します。

ア 放課後等デイサービス

就学中の児童に対して、放課後や休日を利用して生活能力向上のための訓練等を提供します。

イ 児童発達支援

未就学の障がいのある子どもに対して通所による療育を提供します。

ウ 居宅訪問型児童発達支援

未就学の重度の障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能等の支援を行います。

エ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

④ 育成医療

身体上の障がいを除去、または、障がいの程度を軽くするために必要な手術等に要する医療費を給付します。医療費の自己負担が1割になるほか、世帯の所得に応じた自己負担の上限月額が設定されます。

≪課題・今後の展開≫

① 児童発達支援センターは、2026年度までに須高地域内での設置もしくは、地域の様々な機関が連携して機能を発揮する「面的整備」を目指します。

② 保育所等訪問支援は、長野圏域内での利用体制の維持に加え、須高地域内において

も更なる体制強化に取り組みます。

- ③ 医療的ケアの必要な子どもの支援のため関係機関との協議を継続し、相談や関係機関との調整を行うため市に専門職員の配置を行います。

## (5) ひとり親家庭の自立支援の推進

担当課：福祉課・子ども課

### <事業の概要>

ひとり親家庭は、生計の担い手と子育てという2つの役割を1人で担うこととなるため、経済的な面や養育・生活の面でも、不安定な状態におかれることが多くなります。また、親との離別・死別は子どもの精神面にも大きな影響を与えたとされています。

就労や日々の生活に追われ、子育てや教育に十分な時間を取れないなど、ひとり親家庭は様々な問題に直面しておりますが、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりのため、生活面や子育ての支援、相談体制の充実など、総合的な支援を行ってまいります。

### <取り組み実施状況>

- ① 母子・父子自立支援員による相談業務を実施しています。
- ② 県と連携し、ひとり親家庭に対する福祉資金貸付を実施しています。
- ③ ひとり親家庭の児童の健やかな育ちを支援することを目的とした、児童扶養手当の支給を確実に実施しています。
- ④ ハローワーク等関係機関と連携をしながら、就業を支援しています。

### ≪課題・今後の展開≫

- ① 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭が増加傾向にあることから、母子、父子家庭高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金をはじめとする各種給付制度を活用しながら、主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図ります。
- ② 県内各市に先がけて事業を実施した養育費公正証書等作成費補助制度を活用し、引き続き離婚前後親支援を行います。
- ③ 村石母子、父子家庭特別奨学金を活用し、能力がありながら経済的な理由により大学での修学が困難なひとり親家庭への支援を行います。

## (6) 子どもの貧困対策

担当課：福祉課・学校教育課・子ども課

### <事業の概要>

貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子どもが希望や意欲をそがれやすいといわれており、そうした中で、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を推進してまいります。

#### <取り組み実施状況>

- ① 貧困の連鎖を防止することを目的とし、生活保護世帯または生活困窮世帯の子ども(小学生～高校生)に対して、学習支援及び生活支援を行っています。
- ② 経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費を支給し、学用品購入費の一部や学校給食費の援助を行っています。
- ③ 地域の子どもや保護者が気軽に立ち寄り、栄養に配慮した食事をとりながら、相互に交流する場を民間団体等が提供する取組を補助金等で支援しています。
- ④ 3歳児から5歳児までの全ての子ども及び0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の児童についての、幼稚園、保育所及び認定こども園等の保育料無償化を実施しています。
- ⑤ ひとり親家庭の18歳到達の年度末までの児童を対象とし、その児童を監護し、かつ生計を同じくしている母、父または養育している人に児童扶養手当を支給します。

#### ≪課題・今後の展開≫

- ① 必要な家庭に支援の情報を確実に届け、支援・サービスを利用できるように、その周知の強化を図ります。
- ② 生活に困難を抱える子どもや家庭を支えるためには、子どもの貧困に関する情報や課題を共有して各施策の充実を図るとともに、部局間の連携を進め、子どもの貧困対策の充実に取り組みます。

### (7) 市民・団体、行政の共創の推進

担当課:学校教育課・子ども課

#### <事業の概要>

子どもの居場所が安心して過ごせる提供や地域住民との交流を通じた子ども食堂など、市民の自主的な活動が増加しています。このことは子どもや子育て家庭の孤立化を防ぎ、地域の希薄化を防止し、社会的支援に大きく寄与しています。

市民・団体と行政が協力し子どもを大切にすまちづくりをめざします。

#### <取り組み実施状況>

- ① 子ども食堂の立上げ支援や運営に対し「子どもの居場所づくり支援事業補助金」を団体へ補助しています。
- ② 高校生が立ち上げた高校生のための意見から民間団体が作った「coto2」の運営に対し市が補助しています。
- ③ 須坂市子育て就労総合支援センター(bota)では、中高生が利用できる無料の勉強スペースを提供しています。
- ④ 市生涯学習センターや地域公民館等では、小中高生が利用できる無料のフリースペースがあります。

《課題・今後の展開》

引き続き、各種事業を実施し、行政と市民・団体が連携し、活動を支援・実施してまいります。  
また、必要な情報の提供等を行います。

## 基本目標 4

# 仕事と生活の調和がとれる社会づくり

### < 目的 >

保育サービスの充実を図り子育て家庭への支援を推進するとともに、仕事や家事・育児などへの責任を男女がともに担い、多様な働き方が実現できる、仕事と生活が調和した働きやすい職場の環境づくりに取り組んでいきます。

### (1) 子育てしやすい職場など環境づくりの促進

担当：子ども課・人権同和・男女共同参画課・産業連携開発課

#### <事業の概要>

子育てや介護をしながら働き続けられるよう、仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりを推進するなど、誰もが仕事と生活の調和が取れた働き方ができる社会の実現に向けて取り組んでいきます。

#### <取り組み実施状況>

- ① 子育て支援センターで父親向け育児講座「すくすくパパ」を実施しています
- ② 関係機関と連携しながら企業向けの情報を広報誌、須坂産業振興ちゃんねる、企業が参加する会議などさまざまな機会を捉えて啓発を行っています。
- ③ 男女共同参画地域学習会(町別人権問題学習会)を実施しています。
- ④ 須坂ファミリーフェスティバルを支援しています。
- ⑤ 「輝く女と男セミナー」を開催しています。

#### ≪課題・今後の展開≫

引き続き、各種事業を実施していきます。

### (2) 子育て家庭における就労支援

担当：子ども課・産業連携開発課

#### <事業の概要>

子育てをしながら働く意欲のある人が、その知識や能力を生かし、多様な働き方にチャレンジし、就労できる環境整備のため、ハローワーク等関係機関と協働して子育て世代への支援をより充実していきます。

#### <取り組み実施状況>

- ① ハローワーク須坂と連携した「子育て世代のための就活応援個別相談会」を実施しています(託児付き就労相談)。
- ② 就業支援センター(愛称:ゆめわーく須坂)において、専任の相談員による、就労相談を

行っています。

- ③ 2020 年度に開設した須坂市子育て就労支援センターでは、子育て世代の子育てと働くことを支援し多世代が交わって学びあうことができる公共施設として各種講座の開催情報提供などを行っています。

《課題・今後の展開》

須坂市子育て就労総合支援センターを拠点として、各種セミナーや仲間づくりなどを通じた新しい働き方などが学べる事業を推進する。